

あきた

〒010-8560 秋田市山王一丁目1番1号
発行所 秋 田 市 役 所
編集兼 中 島 修
発行人

印刷人 三 戸 俊 彦
秋田市旭北錦町3番50号
印刷所 株式会社 三戸印刷所

目 次

条 例

○秋田市議会委員会条例の一部を改正する条例（第25号）…… 2

教 委 規 則

○秋田市立図書館協議会運営規則の一部を改正する規則（第13号）
…………… 2

上下水道局管理規程

○秋田市指定排水設備工事業者に関する規程（第7号）……… 2

議 会 訓 令

○秋田市議会委員会傍聴規程の一部を改正する訓令（第2号）
…………… 8

上下水道局訓令

○秋田市上下水道局職員被服貸与規程の一部を改正する訓令（第3号）
…………… 8

告 示

- 認可地縁団体の告示事項の変更について（第162号） …… 8
- 現金取扱員への再委任について（第163号） …… 8
- 専決処分した予算およびその要領について（第164号） …… 8
- 秋田市立千秋美術館企画展覧会の観覧券の販売および観覧券販売に係る収入金の収納事務の委託について（第165号） ……10
- 市議会定例会の招集について（第166号） ……10
- 障害者自立支援法による指定自立支援医療機関の指定の取消について（第167号） ……10
- 現金取扱員への再委任について（第168号） ……10
- 放置自転車等の撤去および保管について（第169号） ……10
- 生活保護法による介護機関の指定等について（第170号） ……10
- 生活保護法による医療機関の指定および廃止について（第171号） ……12
- 納税通知書の公示送達について（第172号） ……12
- 納税通知書の公示送達について（第173号） ……12
- 納税通知書の公示送達について（第174号） ……12
- 現金取扱員への再委任について（第175号） ……12
- 秋田市個別排水処理施設の処理区域について（第176号） ……13
- 身体障害者福祉法による医師の指定について（第177号） ……13
- 廃棄物の処理及び清掃に関する法律による指定区域の指定について（第178号） ……13
- 現金取扱員への再委任について（第179号） ……13
- 放置自転車等の撤去および保管について（第180号） ……14

○障害者自立支援法による指定自立支援医療機関の指定について（第181号） ……14

教 委 告 示

○秋田市指定文化財の指定の解除について（第9号） ……14
○教育委員会定例会の招集について（第10号） ……14

選 管 告 示

○選挙権を有する者の総数の50分の1および3分の1の数について（第44号） ……14

農 委 告 示

○農業委員会の招集について（第8号） ……15

監 査 委 告 示

○包括外部監査人の監査の事務を補助する者の氏名および住所ならびに当該監査の事務を補助する者が包括外部監査人の監査の事務を補助できる期間について（第1号） ……15

上下水道局告示

- 指定排水設備工事業者の指定について（第43号） ……15
- 指定排水設備工事業者の廃止について（第44号） ……15
- 指定給水装置工事業者の指定について（第45号） ……15
- 指定排水設備工事業者の指定について（第46号） ……15
- 指定排水設備工事業者の指定について（第47号） ……15
- 公共下水道の供用および下水の処理の開始について（第48号）
……………16
- 指定給水装置工事業者の指定について（第49号） ……16
- 指定排水設備工事業者の指定について（第50号） ……16

公 告

- 秋田農業振興地域整備計画の変更について ……16
- 秋田農業振興地域整備計画の変更について ……16
- 入札参加希望者の公募について ……16
- 建築基準法により指定した道路の一部廃止について ……17
- 一般競争入札の執行について ……17
- 秋田市情報公開条例の平成18年度の運用状況について ……18
- 秋田市個人情報保護条例の平成18年度の運用状況について ……18
- 大規模小売店舗立地法による大規模小売店舗の変更に関する届出の関係書類の縦覧について ……18
- 大規模小売店舗立地法による大規模小売店舗の変更に関する届出の関係書類の縦覧について ……19
- 建築基準法による道路の指定について ……19
- 農用地利用集積計画の策定について ……19
- 入札参加希望者の公募について ……20

- 入札参加希望者の公募について……………21
- 大規模小売店舗立地法による大規模小売店舗の変更に関する届出の関係書類の縦覧について……………21
- 入札参加希望者の公募について……………22
- 開発行為に関する工事の完了について……………23
- デザイン提案コンペの実施について……………23
- 住民基本台帳の一部の写しの閲覧状況について……………24
- 入札参加希望者の公募について……………25
- 財政報告書の公表について……………26
- 入札参加希望者の公募について……………37
- （仮称）北部地域市民サービスセンター建設基本計画策定業務委託のプロポーザルの提出の招請について……………38

選 管 公 告

- 平成18年度における秋田市選挙人名簿抄本の閲覧状況について……………39

上 下 水 道 局 公 告

- 入札参加希望者の公募について……………42
- 入札参加希望者の公募について……………43
- 一般競争入札の執行について……………44
- 入札参加希望者の公募について……………45
- 一般競争入札の執行について……………45

条 例

秋田市議会委員会条例の一部を改正する条例をここに公布する。
平成19年 6月21日

秋田市長 佐 竹 敬 久

秋田市条例第25号

秋田市議会委員会条例の一部を改正する条例

秋田市議会委員会条例（昭和42年秋田市条例第21号）の一部を次のように改正する。

第2条 総務委員会の項中「、市勢活性化推進本部」を削り、同条建設委員会の項中「都市整備部」の次に「、市勢活性化推進本部」を加える。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
（経過措置）
- 2 この条例施行の際、改正前の秋田市議会委員会条例（以下「改正前の条例」という。）の規定に基づく総務委員会ならびに建設委員会の委員、委員長および副委員長は、改正後の秋田市議会委員会条例の規定による総務委員会ならびに建設委員会の委員、委員長および副委員長にそれぞれ選任又は互選されたものとみなし、その任期は、改正前の条例の規定による委員、委員長および副委員長の残任期間とする。

教 委 規 則

秋田市立図書館協議会運営規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成19年 6月29日

秋田市教育委員会

委員長 高 田 生 子

秋田市教委規則第13号

秋田市立図書館協議会運営規則の一部を改正する規則

秋田市立図書館協議会運営規則（昭和58年秋田市教委規則第5号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第6条」を「第7条」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

上 下 水 道 局 管 理 規 程

秋田市指定排水設備工事業者に関する規程をここに公布する。
平成19年 6月1日

秋田市上下水道事業管理者 内 山 真 次

秋田市上下水道局管理規程第7号

秋田市指定排水設備工事業者に関する規程

秋田市指定排水設備工事業者に関する規程（平成17年秋田市上下水道局管理規程第20号）の全部を改正する。

（趣旨）

第1条 この規程は、秋田市下水道条例（昭和39年秋田市条例第16号。以下「条例」という。）第5条の16の規定に基づき指定排水設備工事業者（以下「指定業者」という。）および排水設備工事責任技術者（以下「工事責任技術者」という。）について必要な事項を定めるものとする。

（指定の申請）

第2条 条例第5条第1項の指定を受けようとする者は、指定排水設備工事業者申請書（様式第1号）に、次の各号に掲げる書類を添えて管理者に提出しなければならない。

- (1) 法人にあっては登記事項証明書、個人にあってはその住民票の写し又は外国人登録原票記載事項証明書
- (2) 従業員名簿
- (3) 秋田市排水設備工事責任技術者登録証の写し
- (4) 工事責任技術者の専属雇用を証する書類
- (5) 工事経歴書
- (6) 所有器材調書
- (7) 誓約書
- (8) その他管理者が必要と認める書類

（指定工事業者証）

第3条 条例第5条の5に規定する秋田市指定排水設備工事業者証（以下「指定工事業者証」という。）は、様式第2号による。

2 指定業者は、指定工事業者証を営業所内の見やすい場所に掲げなければならない。

3 指定業者は、指定工事業者証をき損し、又は紛失したときは、秋田市指定排水設備工事業者証再交付申請書（様式第3号）により、管理者に指定工事業者証の再交付の申請をしなければならない。

（指定業者の責務および遵守事項）

第4条 指定業者は、条例第5条の6の規定に基づき、適正に排水設備等の新設等の工事（下水道法（昭和33年法律第79号）第10条第1項に規定する排水設備（屋内の排水管、これに固着する洗面器および水洗便所のタンクならびに便器を含み、し尿浄化槽を除く。）の工事（新設、増設、改築および撤去の各工事を含む。）をいう。）を施工しなければならない。

- 2 指定業者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。
- (1) 工事施工の申込みを受けたときは、正当な理由がない限り、これを拒んではならない。
 - (2) 工事は、適正な工費で施工しなければならない。また、工事契約に際しては、工事金額、工事期限その他の必要事項を明確に示さなければならない。
 - (3) 工事の全部又は大部分を一括して第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。
 - (4) 指定業者としての自己の名義を他の業者に貸与してはならない。
 - (5) 工事は、条例第3条第1項および第2項の規定による管理者の確認を受けたものでなければ着手してはならない。
 - (6) 工事は、工事責任技術者の監理の下においてでなければ設計および施工をしてはならない。
 - (7) 工事の完了後1年以内に生じた故障等については、天災地変又は使用者の責めに帰すべき理由によるものでない限り、無償で補修しなければならない。
 - (8) 災害等緊急時に、排水設備の復旧に関して管理者から協力の要請があった場合は、これに協力するよう努めなければならない。

(指定業者の変更等の届出)

第5条 条例第5条の7の規定により指定業者は、次の各号のいずれかに該当するときは、指定排水設備工事業者異動届(様式第4号)を管理者に届け出なければならない。

- (1) 商号又は名称を変更したとき。
- (2) 代表者の氏名に変更があったとき。
- (3) 営業所を移転したとき。
- (4) 営業所の住居表示および電話番号に変更があったとき。
- (5) その他管理者が指示したとき。

2 条例第5条の9第1項の規定により指定業者は、専属する工事責任技術者に変更があったときは、速やかに排水設備工事責任技術者変更届(様式第5号)を管理者に提出しなければならない。

3 条例第5条の7の規定により指定業者は、排水設備等の新設等の工事の事業を廃止し、休止し、もしくは再開したときは、指定排水設備工事業者廃止等届(様式第6号)を管理者に提出しなければならない。

(工事責任技術者の登録の資格)

第6条 工事責任技術者の登録を受ける資格のある者は、社団法人日本下水道協会秋田県支部に登録している排水設備工事責任技術者とする。

(登録の申請等)

第7条 条例第5条の10の規定により登録を申請しようとするときは、排水設備工事責任技術者登録申請書(様式第7号)に次

に掲げる書類を添えて管理者に提出しなければならない。

- (1) 排水設備工事責任技術者証の写し
 - (2) その他管理者が必要と認める書類
- 2 管理者は、前項の申請があったときは、これを審査し、適当と認めた者を登録する。
- 3 条例第5条の13に規定する秋田市排水設備工事責任技術者登録証(以下「登録証」という。)は、様式第8号による。
- 4 条例第5条の12第2項において準用する条例第5条の10の規定により登録の更新を受けようとする者は、登録証の有効期間満了の日前30日までに、排水設備工事責任技術者登録証更新申請書(様式第9号)に第1項各号に掲げる書類を添えて管理者に提出し、その審査を受けなければならない。
- 5 管理者は、前項の申請があったときは、これを審査し、適当と認めた者の登録証を更新する。
- 6 条例第5条の14の規定により登録事項の変更又は登録の取消しをしようとする者は、排水設備工事責任技術者登録変更等届(様式第10号)に登録証を添えて管理者に提出しなければならない。
- 7 工事責任技術者は、登録証をき損し、又は紛失したときは、排水設備工事責任技術者証再交付申請書(様式第11号)により、管理者に登録証の再交付の申請をしなければならない。

(工事責任技術者の責務および遵守事項)

第8条 条例第5条の9第2項第3号の規定に基づき、排水設備等の新設等の工事は、条例第3条第1項および第2項の規定による管理者の確認を受けたものでなければ着手してはならない。

(告示)

第9条 管理者は、指定業者に関し、次に掲げる措置をした場合には、その都度これを告示するものとする。

- (1) 条例第5条第1項の規定により指定業者を指定したとき。
- (2) 条例第5条の8の規定により指定業者の指定を取り消し、又は期間を定めてその指定の効力を停止したとき。
- (3) 条例第5条の7の規定により指定業者の廃止、休止又は再開の届出を受理したとき。

(委任)

第10条 この規程に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規程の施行の際、この規程による改正前の秋田市指定排水設備工事業者に関する規程の規定によりなされた手続その他の行為は、改正後の秋田市指定排水設備工事業者に関する規程の相当規定によりなされたものとみなす。

様式第1号(第2条関係)

指定排水設備工事業者申請書

平成 年 月 日

(あて先) 秋田市上下水道事業管理者

所在地

商号又は名称

代表者氏名

電話番号

印

秋田市下水道条例第5条の規定による秋田市指定排水設備工事業者の指定を受けたいので、下記の書類を添えて申請します。

記

- 1 登記事項証明書（個人の場合は、住民票の写し又は外国人登録原票記載事項証明書）
- 2 従業員名簿
- 3 秋田市排水設備工事責任技術者登録証の写し
- 4 工事責任技術者の専属雇用を証する書類
- 5 工事経歴書
- 6 所有器材調書
- 7 誓約書
- 8 その他管理者が必要と認める書類（ ）

様式第2号（第3条関係）
上下水指令第 号

秋田市指定排水設備工事業者証

所在地
商号又は名称
代表者氏名

上記の者を秋田市排水設備工事業者として下記期間指定する。

平成 年 月 日

秋田市上下水道事業管理者 印

記

指定期間 平成 年 月 日から平成 年 月 日まで

様式第3号（第3条関係）

秋田市指定排水設備工事業者証再交付申請書

平成 年 月 日

(あて先) 秋田市上下水道事業管理者

指令番号
所在地
商号又は名称
代表者氏名
電話番号

印

秋田市指定排水設備工事業者証の再交付を下記の理由により申請します。

記

(理由)

様式第4号（第5条関係）

指定排水設備工事業者異動届

平成 年 月 日

(あて先) 秋田市上下水道事業管理者

指令番号
所在地
商号又は名称
代表者氏名
電話番号

印

下記のとおり異動になりましたので届け出します。

記

異 動 事 項	新	旧
商 号 又 は 名 称		
代 表 者 氏 名		
所 在 地		
電 話 番 号		

(注) 商号又は名称、代表者氏名、所在地の異動については、登記事項証明書（個人の場合は、住民票の写し又は外国人登録原票記載事項証明書）を添付してください。

様式第5号（第5条関係）

排水設備工事責任技術者変更届

平成 年 月 日

(あて先) 秋田市上下水道事業管理者

指 令 番 号
 所 在 地
 商号又は名称
 代 表 者 氏 名
 電 話 番 号

印

下記のとおり専属する排水設備工事責任技術者を変更しましたので届け出します。

記

年 月 日	フ リ ガ ナ 氏 名	秋田市登録証番号
新規・解除 平成 年 月 日		秋田市第 号
新規・解除 平成 年 月 日		秋田市第 号
新規・解除 平成 年 月 日		秋田市第 号
新規・解除 平成 年 月 日		秋田市第 号
新規・解除 平成 年 月 日		秋田市第 号

様式第6号（第5条関係）

指定排水設備工事業者廃止等届

平成 年 月 日

(あて先) 秋田市上下水道事業管理者

指 令 番 号
 所 在 地
 商号又は名称
 代 表 者 氏 名
 電 話 番 号

印

下記の理由により（廃止・休止・再開）しましたので届け出します。

記

廃 止 等 の 年 月 日	平成 年 月 日
理 由	

様式第7号（第7条関係）

排水設備工事責任技術者登録申請書

平成 年 月 日

（あて先）秋田市上下水道事業管理者

住 所
フリガナ
氏 名
電話番号
印

秋田市排水設備工事責任技術者の登録を下記の書類を添えて申請します。

記

- 1 排水設備工事責任技術者証の写し
- 2 その他（ ）

様式第8号（第7条関係）

（表）

縦55mm、横90mm

秋田市排水設備工事責任技術者登録証

氏 名
生 年 月 日
住 所

登録番号	秋田市	第	号
交付年月日	平成	年	月 日
有効期限	平成	年	月 日

秋田市上下水道事業管理者 印

（裏）

縦55mm、横90mm

注 意 事 項

- 1 本証の更新を受けようとするときは、日本下水道協会秋田県支部が行う更新講習を受けたのち、管理者が定める日までに登録の更新手続きをしなければならない。
- 2 本証は、他人に貸与してはならない。
- 3 本証は、常時携帯し、市職員または工事委託者の要求があるときはこれを提示しなければならない。
- 4 秋田市下水道条例（以下「条例」という。）第5条の15による登録の停止または取消しをされたときは、条例第5条の13第2項により本証を管理者に返納しなければならない。

様式第9号（第7条関係）

排水設備工事責任技術者登録証更新申請書

平成 年 月 日

（あて先）秋田市上下水道事業管理者

住 所
フリガナ
氏 名
電話番号
印

秋田市排水設備工事責任技術者の登録更新を下記の書類を添えて申請します。

記

- 1 排水設備工事責任技術者証の写し
- 2 秋田市排水設備工事責任技術者登録証の写し

様式第10号（第7条関係）

排水設備工事責任技術者登録変更等届

平成 年 月 日

（あて先）秋田市上下水道事業管理者

登録番号
住 所
氏 名
電話番号

印

秋田市排水設備工事責任技術者の（登録の変更・登録の取消し）について届け出します。

記

変 更 事 項		変 更 内 容	
氏 名	新	氏 名	
	旧	氏 名	
	変 更 日	平成 年 月 日	
住 所	新	住 所	
	旧	住 所	
	変 更 日	平成 年 月 日	
勤 務 先	新	商号又は名称	
		所 在 地	
	旧	商号又は名称	
		所 在 地	
	変 更 日	平成 年 月 日	

様式第11号（第7条関係）

排水設備工事責任技術者証再交付申請書

平成 年 月 日

（あて先）秋田市上下水道事業管理者

登録番号
住 所
氏 名
電話番号

印

秋田市排水設備工事責任技術者登録証の再交付を下記の理由により申請します。

記

（理 由）

議 会 訓 令

秋田市議会訓令第2号

秋 田 市 議 会 事 務 局

秋田市議会委員会傍聴規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成19年 6月 5日

秋田市議会議長 加 賀 谷 正 美

秋田市議会委員会傍聴規程の一部を改正する訓令

秋田市議会委員会傍聴規程（平成9年秋田市議会訓令第1号）

の一部を次のように改正する。

第4条中「10人」を「20人以下」に改める。

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。

上 下 水 道 局 訓 令

秋田市上下水道局訓令第3号

上 下 水 道 局

関 係 各 所

秋田市上下水道局職員被服貸与規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成19年 6月25日

秋田市上下水道事業管理者 内 山 真 次

秋田市上下水道局職員被服貸与規程の一部を改正する訓令

秋田市上下水道局職員被服貸与規程（昭和31年秋田市水道ガス局訓令第9号）の一部を次のように改正する。

第2条第3項を次のように改める。

3 勤務の実情等により管理者が必要と認めるときは、前2項の規定にかかわらず被服を貸与し又は貸与期間を伸縮し、必要がないと認めるときは、貸与品の全部又は一部を貸与しないことができる。

別表中 「

総務課の職員	お客様センター、給排水課および普及促進室の職員	女子職員
--------	-------------------------	------

」 を

「

総務課の職員	お客様センター、給排水課および普及促進室の職員	左記以外の女性職員
--------	-------------------------	-----------

」 に改める。

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。

告 示

秋田市告示第162号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第10項の規定により、告示した事項に変更があったので、次のとおり告示する。

平成19年 6月 1日

秋田市長 佐 竹 敬 久

1 変更があった認可地縁団体の名称

豊四季苑町内会

2 認可年月日

平成9年 5月27日

3 変更があった事項およびその内容

区域

変更前 本会の区域は、秋田市飯島字飯田水尻および同市飯島字西袋のうち、次の表に定める区域とする。

町 名	番 地
飯島字飯田水尻	293番地、294番地、299番地
飯島字西袋	196番地、202番地、203番地、220番地、226番地、238番地、251番地

変更後 本会の区域は、秋田市飯島西袋二丁目のうち、次の表に定める区域とする。

町 名	番 地
飯島西袋二丁目	1番から7番まで、8番1号、8番3号、8番5号、8番7号、8番8号、8番11号、8番13号、13番1号、13番6号、14番から18番まで、21番、22番

事務所

変更前 秋田市飯島字西袋238番地9

変更後 秋田市飯島西袋二丁目6番29号

代表者の氏名および住所

変更前 高 橋 慶 始

秋田市飯島西袋二丁目21番26号

変更後 佐々木 力

秋田市飯島西袋二丁目15番33号

4 変更年月日

平成19年 6月 1日

5 変更の理由

住所等の表示の変更および役員改選による

秋田市告示第163号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第171条第4項の規定に基づき、収入役をして収入役の権限に属する事務のうち次のものについては、次に掲げる現金取扱員に出納員より再委任させたので、同条第5項において準用する同法第170条第4項の規定により告示する。

平成19年 6月 1日

秋田市長 佐 竹 敬 久

出納員から現金取扱員への再委任

委 任 する 出 納 員	委任を受ける 現 金 取 扱 員	委 任 事 務
高橋 勇	鎌 田 護	農業手数料、諸証明手数料の収納に関する事務。
高橋 勇	佐々木真祐子	農業手数料、諸証明手数料の収納に関する事務。
高橋 勇	齊藤又右衛門	農業手数料、諸証明手数料の収納に関する事務。
高橋 勇	加賀谷富喜子	農業手数料、諸証明手数料の収納に関する事務。

秋田市告示第164号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定に基

つき専決処分した予算およびその要領は、別紙のとおりである。
 平成19年6月1日
 秋田市長 佐 竹 敬 久
 専決第25号
 専 決 処 分 書
 平成18年度秋田市一般会計補正予算（第5号）の件
 上記の件は、次のとおり地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定に基づき専決処分する。
 平成19年3月30日
 秋田市長 佐 竹 敬 久

平成18年度秋田市一般会計補正予算（第5号）
 平成18年度秋田市の一般会計補正予算（第5号）は、次に定めるところによる。
 （歳入予算の補正）
 第1条 歳入予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入予算の金額は、「第1表 歳入予算補正」による。
 （市債の補正）
 第2条 市債の補正は、「第2表 市債補正」による。

第1表 歳入予算補正
 歳 入

款	項	補正前の額	補 正 額	計
11 地方交付税		千円 21,460,210	千円 448,132	千円 21,908,342
	1 地方交付税	21,460,210	448,132	21,908,342
15 国庫支出金		12,236,773	△132	12,236,641
	1 国庫負担金	9,384,274	3,419	9,387,693
	2 国庫補助金	2,751,473	△3,551	2,747,922
22 市 債		10,023,100	△448,000	9,575,100
	1 市債	10,023,100	△448,000	9,575,100
歳 入 合 計		114,000,833	0	114,000,833

第2表 市債補正

(単位：千円)

起 債 の 目 的	限 度 額			起債の 方 法	利 率	償還の方法
	補正前の額	補 正 額	計			
総 務 費	961,300	△14,000	947,300			
農 業 費	225,300	△7,900	217,400			
林 業 費	24,700	△4,000	20,700			
商 工 費	114,600	9,900	124,500			
道 路 橋 り ょ う 費	2,241,000	△317,000	1,924,000			
土 地 区 画 整 理 費	592,300	△12,900	579,400			
街 路 事 業 費	1,138,500	△67,900	1,070,600			
公 園 整 備 費	187,100	46,800	233,900			
都 市 拠 点 総 合 整 備 費	58,500	1,100	59,600			
住 宅 費	53,000	△30,700	22,300			
消 防 費	31,900	△1,200	30,700			
小 学 校 費	508,300	△58,100	450,200			
中 学 校 費	153,600	△47,700	105,900			
保 健 体 育 費	60,100	55,700	115,800			
公 共 土 木 施 設 災 害 復 旧 費	1,500	△100	1,400			
計	10,023,100	△448,000	9,575,100			

秋田市告示第165号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定に基づき、秋田市立千秋美術館企画展覧会の観覧券の販売および観覧券販売に係る収入金の収納事務を次のものへ委託したので、同条第2項の規定により告示する。

平成19年6月4日

秋田市長 佐 竹 敬 久

受託人の住所および氏名

秋田市大町二丁目3番27号

株式会社 秋田大町ニューシテ

代表取締役社長 辻 良之

秋田市告示第166号

平成19年6月12日市議会議事堂に秋田市議会定例会を招集する。

平成19年6月5日

秋田市長 佐 竹 敬 久

秋田市告示第167号

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第59条第1項の規定による、指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）の指定を次のとおり取消したので、同法第69条の規定により告示する。

平成19年6月5日

秋田市長 佐 竹 敬 久

1 指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）

(1) 担当する医療の種類：薬局

指定年月日 および指定番号	名 称	所 在 地	開 設 者	指定取消し年月日 およびその理由
平成18年6月22日 第80号	外旭川ファーマシー	秋田市外旭川字三後田240番地	合資会社 外旭川ファーマシー 無限責任社員 那波 勝義	平成19年5月11日 廃止届受理
平成18年6月22日 第97号	薬局どっと	秋田市広面字連沼86番地1	有限会社 東邦ドラッグリスト 代表取締役 地葉 新司	平成19年5月30日 廃止届受理

秋田市告示第168号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第171条第4項の規定に基づき、収入役をして収入役の権限に属する事務のうち次のものについては、次に掲げる現金取扱員に出納員より再委任させたので、同条第5項において準用する同法第170条第4項の規定により告示する。

平成19年6月7日

秋田市長 佐 竹 敬 久

出納員から現金取扱員への再委任

委任する 出納員	委任を受ける 現金取扱員	委 任 事 務
和賀 芳宏	湯沢 尚次	市立体育館および附属地の 使用料、公衆電話使用料の 収納に関する事務。

イ 場所 秋田市東通仲町4番3号（秋田駅東自転車等駐
車場内） 秋田市自転車等保管所

(4) 返還を開始する年月日および返還を行う期間
平成19年6月22日から平成19年12月22日まで

2 返還を受けるために必要な事項

自転車等の返還を受けようとするときは、放置自転車等返還申請書を提出するとともに、自転車等の鍵等、当該自転車等の利用者又は所有者であることを証明するものを提示すること。

3 所有権の帰属

この告示に係る自転車等で、告示後6か月を経過しても利用者等の引き取りがないものについての所有権は、本市に帰属する。

4 問い合わせ先

秋田市山王一丁目1番1号

秋田市市民生活部生活総務課 電話866-2035

秋田市東通仲町4番3号

秋田市自転車等保管所 電話834-6497

秋田市告示第169号

秋田市自転車等の放置防止に関する条例（平成元年秋田市条例第28号）第10条第1項および第3項の規定に基づき、自転車等放置禁止区域内および自転車等放置規制区域内に放置されていた自転車等を次のとおり撤去し、保管したので、同条例第11条第1項の規定により告示する。

平成19年6月8日

秋田市長 佐 竹 敬 久

1 撤去し、保管した自転車等

(1) 放置されていた場所および台数

ア 秋田駅西地区自転車等放置禁止区域および同地区自転車等放置規制区域 32台

イ 秋田駅東地区自転車等放置禁止区域および同地区自転車等放置規制区域 16台

(2) 撤去し、保管した年月日

平成19年5月16日から同年5月31日まで

(3) 返還を行う時間および場所

ア 時間 午前10時から午後7時まで

秋田市告示第170号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項および同条第4項において準用する同法第50条の2の規定に基づき、介護扶助のための介護を担当させる機関を次のとおり指定、変更および廃止したので、同法第55条の2の規定により告示する。

平成19年6月12日

秋田市長 佐 竹 敬 久

1 指定

名 称	所 在 地	指定年月日
合同会社ハレルヤ介護プラン	秋田市外旭川字山崎380番地 2	平成19年4月16日
泉地域包括支援センターリンデンバウム	秋田市泉菅野二丁目17番11号	平成19年4月1日
下新城地域包括支援センターニコニコ	秋田市下新城中野字琵琶沼421番地 2	平成19年4月1日
桜地域包括支援センター桜の園	秋田市桜二丁目17番45号	平成19年4月1日
仁井田福祉センター	秋田市仁井田字切上240番地 1	平成19年4月18日
仁井田福祉センター居宅介護支援事業所	秋田市仁井田字切上240番地 1	平成19年4月18日
秋田市医師会訪問看護ステーション	秋田市八橋南一丁目8番5号	平成19年4月1日
ツクイ土崎	秋田市土崎港相染町字中谷地182番地 1	平成19年5月1日
河辺地域包括支援センター社協	秋田市河辺北野田高屋字上前田表66番地 1	平成19年4月1日
八橋地域包括支援センター社協	秋田市八橋南一丁目8番2号	平成19年4月1日
雄和地域包括支援センター緑水苑	秋田市雄和石田字苗代沢25番地 1	平成19年4月1日
小規模多機能型居宅介護幸の家	秋田市南通亀の町12番22号	平成19年4月19日
老人保健施設桜の園	秋田市下北手梨平字登館 8番地	平成19年4月19日
新屋地域包括支援センターエンデバー	秋田市新屋大川町18番7号	平成19年4月1日
川口ホームヘルパスステーション	秋田市榎山登町10番64号	平成19年4月1日
秋田市川口老人デイサービスセンター	秋田市榎山登町10番64号	平成19年4月1日
ひだまりホームヘルパスステーション	秋田市東通仲町4番1号秋田拠点センターアルヴェ 5階	平成19年4月1日
ひだまりデイサービスセンター	秋田市東通仲町4番1号秋田拠点センターアルヴェ 5階	平成19年4月1日
東通地域包括支援センターひだまり	秋田市東通仲町4番1号秋田拠点センターアルヴェ 5階	平成19年4月1日
大平荘訪問看護ステーション	秋田市太平八田字藤ノ崎231番地 3	平成19年4月1日
大平荘ショートステイセンター	秋田市太平八田字藤ノ崎231番地 3	平成19年4月1日
大平荘デイサービスセンター	秋田市太平八田字藤ノ崎231番地 3	平成19年4月1日
秋田けやき会デイサービスセンター	秋田市御所野下堤五丁目1番5号	平成19年4月1日
秋田けやき会ショートステイ	秋田市御所野下堤五丁目1番5号	平成19年4月1日
秋田けやき会訪問介護ステーション	秋田市御所野下堤五丁目1番5号	平成19年4月1日
御所野地域包括支援センターけやき	秋田市御所野下堤五丁目1番5号	平成19年4月1日
デイサービスぬくもり山王	秋田市川尻町字大川反233番地59	平成19年5月1日
秋田ひまわりの家	秋田市下北手桜字新桜谷地85番地	平成19年4月1日
指定居宅介護支援事業所「美しき郷」	秋田市金足小泉字潟向39番地 1	平成19年2月1日
寺内地域包括支援センター寿光園	秋田市寺内後城 6番41号	平成19年4月1日
港北訪問看護ステーション	秋田市土崎港北六丁目1番5号	平成19年5月1日
割山訪問看護ステーション	秋田市新屋勝平町 3番21号	平成19年5月1日
手形訪問看護ステーション	秋田市手形字十七流10番地11	平成19年5月1日
南通訪問看護ステーション	秋田市中通六丁目14番18号	平成19年5月1日
港北ホームヘルパスステーション	秋田市土崎港北六丁目1番5号	平成19年5月1日
仁井田ホームヘルパスステーション	秋田市仁井田新田三丁目1番15号	平成19年5月1日
南通ホームヘルパスステーション	秋田市中通六丁目14番18号	平成19年5月1日
手形ホームヘルパスステーション	秋田市手形字十七流10番地11	平成19年5月1日
割山ホームヘルパスステーション	秋田市新屋勝平町 3番21号	平成19年4月1日
魁聖園ヘルパスステーション	秋田市新藤田字治郎沢52番地 6	平成19年4月1日
魁聖園デイサービスセンター	秋田市新藤田字治郎沢52番地 6	平成19年5月1日
魁聖園短期入所生活介護事業所	秋田市新藤田字治郎沢52番地 6	平成19年5月1日
J A新あきたデイサービスセンター悠楽館	秋田市外旭川字梶ノ目357番地 1	平成19年4月1日
J A新あきたホームヘルプサービス事業所	秋田市外旭川字梶ノ目357番地 1	平成19年4月1日
鹿嶋医院デイサービスセンター悠々くらぶ	秋田市土崎港東四丁目2番43号	平成19年5月15日
指定居宅介護支援事業所ケアプラン鹿嶋	秋田市土崎港東四丁目2番43号	平成19年5月15日

2 変更

名 称	変 更 事 項 (名称・所在地)		変更年月日
	変 更 前	変 更 後	
秋田市社協訪問入浴事業所	秋田市社会福祉協議会訪問入浴事業所	秋田市社協訪問入浴事業所	平成19年4月1日
秋田市社協ホームヘルパー事業所	秋田市社会福祉協議会ホームヘルパー事業所	秋田市社協ホームヘルパー事業所	平成19年4月1日
秋田市社協居宅介護支援秋田事業所	秋田市社会福祉協議会居宅介護支援秋田事業所	秋田市社協居宅介護支援秋田事業所	平成19年4月1日
秋田市社協居宅介護支援せせらぎ事業所	秋田市社会福祉協議会居宅介護支援せせらぎ事業所	秋田市社協居宅介護支援せせらぎ事業所	平成19年4月1日
秋田市社協居宅介護支援河辺事業所	秋田市社会福祉協議会居宅介護支援河辺事業所	秋田市社協居宅介護支援河辺事業所	平成19年4月1日
悠悠ケアサービス	秋田市金足小泉字潟向2番地18	秋田市寺内油田三丁目12番6号	平成19年5月15日

3 廃止

名 称	所 在 地	廃 止 年月日
あいば歯科医院	秋田市茨島二丁目3番60号	平成19年4月30日
卸センター歯科診療所	秋田市卸町三丁目6番3号	平成19年4月30日

秋田市告示第171号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条および第50条の2の規定に基づき、医療扶助のための医療を担当させる機関を次のとおり指定および廃止したので、同法第55条の2の規定により告示する。

平成19年6月12日

秋田市長 佐 竹 敬 久

1 指定

名 称	所 在 地	指 定 年月日
大村矯正歯科	秋田市榎山登町2番33号	平成19年4月16日
中央薬局將軍野店	秋田市將軍野青山町3番16号	平成19年4月18日

2 廃止

名 称	所 在 地	廃 止 年月日
あいば歯科医院	秋田市茨島二丁目3番60号	平成19年4月30日
卸センター歯科診療所	秋田市卸町三丁目6番3号	平成19年4月30日

秋田市告示第172号

次の納税通知書は、本人の住所又は居所が不明のため送達できなかったため、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2第1項の規定により公示送達する。

なお、当該納税通知書は、財政部市民税課に保管し、送達を受けるべき者が請求したときは、いつでも交付する。

平成19年6月13日

秋田市長 佐 竹 敬 久

- 1 公示送達を受けるべき者の住所および氏名別紙（省略）のとおり
- 2 送達する書類
平成19年度軽自動車税納税通知書

秋田市告示第173号

次の納税通知書は、本人の住所又は居所が明らかでないため送達できなかったため、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2第1項の規定により公示送達する。

なお、当該納税通知書は、市民生活部国保年金課に保管し、送達を受けるべき者が請求したときは、いつでも交付する。

平成19年6月14日

秋田市長 佐 竹 敬 久

- 1 公示送達を受けるべき者の氏名および住所別紙（省略）のとおり
- 2 送達する書類
平成19年度国民健康保険税納税通知書

秋田市告示第174号

次の納税通知書は、本人の住所又は居所が不明のため送達できなかったことから、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2第1項の規定により公示送達する。

なお、当該納税通知書は財政部資産税課に保管し、送達を受けるべき者が請求したときは、いつでも交付する。

平成19年6月15日

秋田市長 佐 竹 敬 久

- 1 公示送達を受ける者の住所および氏名別紙（省略）のとおり
- 2 送達する書類
平成19年度固定資産税納税通知書

秋田市告示第175号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第171条第4項の規定に基づき、収入役をして収入役の権限に属する事務のうち次のものについては、次に掲げる現金取扱員に出納員より再委任させたので、同条第5項において準用する同法第170条第4項の規定により告示する。

平成19年6月20日

秋田市長 佐 竹 敬 久

出納員から現金取扱員への再委任

委任する 出納員	委任を受ける 現金取扱員	委任事務
和賀 芳宏	菅野 靖雄	雄和B&G海洋センターの使用料、公衆電話使用料の収納に関する事務。
和賀 芳宏	佐藤 忠治	雄和B&G海洋センターの使用料、公衆電話使用料の収納に関する事務。
和賀 芳宏	浅野 元子	雄和B&G海洋センターの使用料、公衆電話使用料の収納に関する事務。
和賀 芳宏	岡部 専裕	雄和B&G海洋センターの使用料、公衆電話使用料の収納に関する事務。
和賀 芳宏	佐藤 真人	市立体育館および附属地の使用料、公衆電話使用料の収納に関する事務。

秋田市告示第176号

次の区域を秋田市個別排水処理施設の処理区域として定め、秋田市個別排水処理施設条例（平成16年秋田市条例第215号）第4条第2項の規定に基づき、次のとおり告示し、関係図面を一般の縦覧に供する。

平成19年 6月21日

秋田市長 佐 竹 敬 久

診療科目	医師氏名	医療機関名	所在地
泌尿器科	灘 岡 純 一	秋田県立成人病医療センター	秋田市千秋久保田町 6 番17号
脳神経外科	丸 屋 淳	秋田赤十字病院	秋田市上北手猿田字苗代沢222番地 1

秋田市告示第178号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第15条の17第1項に規定する指定区域を次のとおり指定したので、同法第15条の17第2項の規定により告示する。

平成19年 6月22日

秋田市長 佐 竹 敬 久

1 指定区域

秋田市新屋島木町72番2、73番2、73番3、74番2、75番2、75番3、76番2、77番2、78番2、78番3および80番2

秋田市告示第179号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第171条第4項の規定に基づき、収入役をして収入役の権限に属する事務のうち次のものについては、次に掲げる現金取扱員に出納員より再委任させたので、同条第5項において準用する同法第170条第4項の規定により告示する。

平成19年 6月25日

秋田市長 佐 竹 敬 久

1 処理区域

地域区分	区 域
秋田地域	秋田市下北手黒川字新田、字黒川、字寺田および字務沢の各一部
雄和地域	秋田市雄和相川字高清水および字下野の各一部
	秋田市雄和椿川字石坂上の一部
	秋田市雄和田草川字山崎山の一部

2 関係図面の縦覧場所

秋田市山王一丁目 2 番34号 秋田市農林部農林総務課

3 縦覧の期間

平成19年 6月22日から平成19年 7月 5日まで。ただし、土曜日、日曜日および休日（国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日をいう。）を除く。

4 縦覧の時間

午前 8 時30分から午後 5 時15分まで

秋田市告示第177号

身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第1項の規定に基づく医師を次のとおり指定したので、秋田市身体障害者福祉法施行細則（平成 7 年秋田市規則第34号）第13条の規定により告示する。

平成19年 6月21日

秋田市長 佐 竹 敬 久

出納員から現金取扱員への再委任

委任する 出納員	委任を受ける 現金取扱員	委任事務
小松 正夫	赤川 衛	河辺農林漁業資料館観覧料の収納事務。つり銭の出納保管に関する事務。
小松 正夫	中田 好彦	河辺農林漁業資料館観覧料の収納事務。つり銭の出納保管に関する事務。
小松 正夫	安田 忠市	河辺農林漁業資料館観覧料の収納事務。つり銭の出納保管に関する事務。
小松 正夫	西谷 隆	河辺農林漁業資料館観覧料の収納事務。つり銭の出納保管に関する事務。
小松 正夫	小野 隆志	河辺農林漁業資料館観覧料の収納事務。つり銭の出納保管に関する事務。
小松 正夫	伊藤 才城	河辺農林漁業資料館観覧料の収納事務。つり銭の出納保管に関する事務。
小松 正夫	筒井 孝志	河辺農林漁業資料館観覧料の収納事務。つり銭の出納保管に関する事務。

小松 正夫	進藤 靖	河辺農林漁業資料館観覧料の収納事務。つり銭の出納保管に関する事務。
小松 正夫	鎌田 英智	河辺農林漁業資料館観覧料の収納事務。つり銭の出納保管に関する事務。
小松 正夫	加藤志美雄	河辺農林漁業資料館観覧料の収納事務。つり銭の出納保管に関する事務。
小松 正夫	佐藤 定次	河辺農林漁業資料館観覧料の収納事務。つり銭の出納保管に関する事務。

秋田市告示第180号

秋田市自転車等の放置防止に関する条例（平成元年秋田市条例第28号）第10条第1項および第3項の規定に基づき、自転車等放置禁止区域内および自転車等放置規制区域内に放置されていた自転車等を次のとおり撤去し、保管したので、同条例第11条第1項の規定により告示する。

平成19年6月25日

秋田市長 佐 竹 敬 久

1 撤去し、保管した自転車等

(1) 放置されていた場所および台数

ア 秋田駅西地区自転車等放置禁止区域および同地区自転車等放置規制区域 25台

イ 秋田駅東地区自転車等放置禁止区域および同地区自転車等放置規制区域 7台

ウ 秋田駅南地区自転車等放置禁止区域および同地区自転車等放置規制区域 2台

(2) 撤去し、保管した年月日

平成19年6月1日から同年6月15日まで

(3) 返還を行う時間および場所

ア 時間 午前10時から午後7時まで

イ 場所 秋田市東通仲町4番3号（秋田駅東自転車等駐車場内） 秋田市自転車等保管所

(4) 返還を開始する年月日および返還を行う期間

平成19年7月9日から平成20年1月9日まで

2 返還を受けるために必要な事項

自転車等の返還を受けようとするときは、放置自転車等返還申請書を提出するとともに、自転車等の鍵等、当該自転車等の利用者又は所有者であることを証明するものを提示すること。

3 所有権の帰属

この告示に係る自転車等で、告示後6か月を経過しても利用者等の引き取りがないものについての所有権は、本市に帰属する。

4 問い合わせ先

秋田市山王一丁目1番1号

秋田市市民生活部生活総務課 電話866-2035

秋田市東通仲町4番3号

秋田市自転車等保管所 電話834-6497

秋田市告示第181号

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第59条第1項の規定に基づき、指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）を次のとおり指定したので、同法第69条の規定により告示する。

平成19年6月26日

秋田市長 佐 竹 敬 久

1 指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）

(1) 担当する医療の種類：薬局

名称	所在地	指定年月日
青山薬局秋田	秋田市中通七丁目1番2号	平成19年
駅トピコ店	ステーションビルトピコ2F	7月1日

教 委 告 示

秋田市教委告示第9号

秋田市文化財保護条例（昭和36年秋田市条例第23号）第5条の規定に基づき、下記の物件について秋田市指定文化財の指定を解除したので、同条例第6条の規定により告示する。

平成19年6月1日

秋田市教育委員会

委員長 高 田 生 子

記

秋田市指定文化財の指定を解除する物件

種別	名称	員数	所有者または団体名	
			住所	氏名および団体名
記念物 (天然記念物)	繋一の坂 の大杉	1本	秋田市雄和繋 字大平1番地	繋共有財産団 委員長 工藤 正

秋田市教委告示第10号

平成19年6月28日午後3時30分秋田市教育委員会教育委員会室に教育委員会定例会を招集する。

平成19年6月22日

秋田市教育委員会

委員長 高 田 生 子

付議案件

1 秋田市立図書館協議会運営規則の一部を改正する件

選 管 告 示

秋市選管告示第44号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第74条、第75条、第76条、第80条、第81条および第86条、ならびに地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第8条に規定する選挙権を有する者の総数の50分の1および3分の1の数は、次のとおりであるので、地方自治法第74条第5項の規定により告示する。

平成19年6月2日

秋田市選挙管理委員会

委員長 古 谷 隆 一

1 50分の1の数 5,406人

2 3分の1の数 90,099人

農 委 告 示

秋田市農委告示第8号

平成19年6月15日午後2時河辺市民センターに秋田市農業委員会総会を招集する。

平成19年6月8日

秋田市農業委員会会長 柏谷健作

- 1 案件 秋田市手形字蛇野42番地 松測ツルエの農地法第3条の規定による許可申請に関する件 外19件

監 査 委 告 示

秋田市監査委員告示第1号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の32第2項の規定に基づき、包括外部監査人の監査の事務を補助する者の氏名および住所ならびに当該監査の事務を補助する者が包括外部監査人の監査の事務を補助できる期間を次のとおり告示する。

平成19年6月11日

秋田市監査委員 佐藤憲之助

秋田市監査委員 高井宏司

秋田市監査委員 菅原弘夫

秋田市監査委員 三浦清

- 1 包括外部監査人の監査の事務を補助する者の氏名および住所
 - 秋田県秋田市泉中央一丁目7番24号 河野隆治
 - 宮城県多賀城市中央二丁目23番3-301号 岩瀬高志
 - 宮城県仙台市宮城野区鶴ヶ谷東二丁目1番5-2号 今江光彦
 - 宮城県宮城郡利府町しらかし台一丁目2番地7 下山誠
 - 宮城県多賀城市中央二丁目24番6号 田中吉徳
 - 宮城県仙台市泉区将監一丁目2番11号 シオンテラス101 益満隆幸
 - 宮城県仙台市青葉区愛子中央一丁目7番13-601号 宮原祐一
 - 宮城県多賀城市栄一丁目1番20号 井口立和
- 2 包括外部監査人の監査の事務を補助できる期間
 - 平成19年7月1日から平成20年3月31日まで

上 下 水 道 局 告 示

秋田市上下水道局告示第43号

秋田市下水道条例（昭和39年秋田市条例第16号）第5条第1項の規定に基づき、次のとおり指定排水設備工事業者の指定をしたので、秋田市指定排水設備工事業者に関する規程（平成17年秋田市上下水道局管理規程第20号）第9条第1号の規定により告示する。

平成19年6月5日

秋田市上下水道事業管理者 内山真次

1 指定排水設備工事業者の指定

指定工事業者	代表者	所在地
ウォーターライフ	北條 照夫	秋田市外旭川字八幡田307番地8

2 指定期間

平成19年6月5日から平成22年6月4日まで

秋田市上下水道局告示第44号

秋田市下水道条例（昭和39年秋田市条例第16号）第5条の7の規定に基づき、秋田市指定排水設備工事業者の廃止を行ったので、秋田市指定排水設備工事業者に関する規程（平成17年秋田市上下水道局管理規程第20号）第9条第3号の規定により告示する。

平成19年6月5日

秋田市上下水道事業管理者 内山真次

1 指定排水設備工事業者の廃止

指定工事業者	代表者	所在地
サン空調	村山喜久雄	秋田市飯島文京町3番77号

2 廃止年月日

平成19年6月1日

秋田市上下水道局告示第45号

水道法（昭和32年法律第177号）第25条の3第1項の規定に基づき、秋田市指定給水装置工事業者の指定を行ったので、秋田市水道事業給水条例施行規程（昭和35年秋田市水道ガス局管理規程第2号）第8条の3第1号の規定により告示する。

平成19年6月11日

秋田市上下水道事業管理者 内山真次

1 指定給水装置工事業者の指定

指定工事業者	代表者	所在地
山生工業	圓城 一路	秋田市手形田中12番45号

2 指定年月日

平成19年6月11日

秋田市上下水道局告示第46号

秋田市下水道条例（昭和39年秋田市条例第16号）第5条第1項の規定に基づき、次のとおり指定排水設備工事業者の指定をしたので、秋田市指定排水設備工事業者に関する規程（平成17年秋田市上下水道局管理規程第20号）第9条第1号の規定により告示する。

平成19年6月11日

秋田市上下水道事業管理者 内山真次

1 指定排水設備工事業者の指定

指定工事業者	代表者	所在地
山生工業	圓城 一路	秋田市手形田中12番45号

2 指定期間

平成19年6月11日から平成22年6月10日まで

秋田市上下水道局告示第47号

秋田市下水道条例（昭和39年秋田市条例第16号）第5条第1項の規定に基づき、次のとおり指定排水設備工事業者の指定をした

ので、秋田市指定排水設備工事業者に関する規程（平成17年秋田市上下水道局管理規程第20号）第9条第1号の規定により告示する。

平成19年 6月18日

秋田市上下水道事業管理者 内 山 真 次

1 指定排水設備工事業者の指定

指定工事業者	代表者	所 在 地
NAKAYA土木	仲谷 民雄	男鹿市船越字八郎谷地32番地13

2 指定期間

平成19年 6月18日から平成22年 6月17日まで

秋田市上下水道局告示第48号

次の区域の公共下水道の供用および下水の処理を開始するので、下水道法（昭和33年法律第79号）第9条の規定に基づき、次のとおり告示し、関係図面を一般の縦覧に供する。

平成19年 6月18日

秋田市上下水道事業管理者 内 山 真 次

1 公共下水道の供用および下水の処理を開始する年月日

平成19年 7月 3日

2 下水を排除する区域および下水の処理を開始する区域

手形字十七流、手形字中谷地、手形字西谷地、河辺北野田高屋字上前田表、河辺松渕字街道北、手形字山崎、河辺戸島字大古川、河辺戸島字藤島、飯島字堀川、四ツ小屋小阿地字坂ノ下、上北手大戸字大戸、浜田字館ノ丸、新屋比内町、浜田字石山下、新屋町字関町後および飯島鼠田二丁目の各一部

3 供用を開始しようとする排水施設の位置

縦覧に供する関係図面において表示する。

4 公共下水道の供用および下水の処理を開始しようとする排水施設の合流式又は分流式の別

分流式

5 終末処理場の位置および名称

秋田市向浜二丁目 3番 1号

秋田湾・雄物川流域下水道秋田臨海処理センター

6 関係図面の縦覧場所

秋田市川尻みよし町14番 8号

秋田市上下水道局普及促進室

7 縦覧の期間

平成19年 6月19日から7月 2日まで。ただし、土曜日、日曜日を除く。

8 縦覧の時間 午前 8時30分から午後 5時15分まで

秋田市上下水道局告示第49号

水道法（昭和32年法律第177号）第25条の3第1項の規定に基づき、秋田市指定給水装置工事業者の指定を行ったので、秋田市水道事業給水条例施行規程（昭和35年秋田市水道ガス局管理規程第2号）第8条の3第1号の規定により告示する。

平成19年 6月25日

秋田市上下水道事業管理者 内 山 真 次

1 指定給水装置工事業者の指定

指定工事業者	代表者	所 在 地
木 村 設 備	木村 浩人	大仙市長野字小豆田77番地 3

2 指定年月日

平成19年 6月25日

秋田市上下水道局告示第50号

秋田市下水道条例（昭和39年秋田市条例第16号）第5条第1項の規定に基づき、次のとおり指定排水設備工事業者の指定をしたので、秋田市指定排水設備工事業者に関する規程（平成17年秋田市上下水道局管理規程第20号）第9条第1号の規定により告示する。

平成19年 6月25日

秋田市上下水道事業管理者 内 山 真 次

1 指定排水設備工事業者の指定

指定工事業者	代表者	所 在 地
木 村 設 備	木村 浩人	大仙市長野字小豆田77番地 3

2 指定期間

平成19年 6月25日から平成22年 6月24日まで

公 告

秋田市公告

秋田農業振興地域整備計画（昭和48年秋田市告示第25号）を変更したので、農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）第13条第4項において準用する同法第12条第1項の規定により公告し、同条第2項の規定に基づき当該変更後の農業振興地域整備計画書を次により縦覧に供する。

平成19年 6月 1日

秋田市長 佐 竹 敬 久

1 縦覧場所

秋田市山王一丁目 2番34号 秋田市農林部農林総務課

2 縦覧時間

午前 8時30分から午後 5時15分まで。

ただし、土曜日、日曜日、祝日を除く。

秋田市公告

秋田農業振興地域整備計画（昭和48年秋田市告示第25号）を変更したので、農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）第13条第4項において準用する同法第12条第1項の規定により公告し、同条第2項の規定に基づき当該変更後の農業振興地域整備計画書を次により縦覧に供する。

平成19年 6月 6日

秋田市長 佐 竹 敬 久

1 縦覧場所

秋田市山王一丁目 2番34号 秋田市農林部農林総務課

2 縦覧時間

午前 8時30分から午後 5時15分まで。

ただし、土曜日、日曜日、祝日を除く。

秋田市公告

次のとおり入札を執行するので、下記により入札参加希望者を公募する。

平成19年 6月 8日

秋田市長 佐 竹 敬 久

1 入札に付する事項

(1) 委 託 名 秋田市立小・中・高等学校プール水水質検査業

務委託

- (2) 委託場所 秋田市立 小学校43校 中学校20校 高等学校1校
- (3) 委託期間 平成19年6月29日から平成19年9月30日まで
- (4) 参加要件
 - ア 秋田市に本社、支店又は営業所を有する者又は秋田市に個人で事業所を有する者であり、水道法第20条第3項に基づき厚生労働大臣指定検査機関に指定されている、又は建築物における衛生的環境の確保に関する法律に基づく登録業者であること。
 - イ 過去3年以内に水質検査において秋田市内の法人や自治体での受注実績があること。
 - ウ 地方自治法施行令第167条の4第1項および第2項各号の規定による制限を受けるものでないこと。
 - エ 本業務を的確に遂行するに足る能力を有する者であること。
 - オ 租税に滞納がないこと。

2 入札に関する事項

- (1) 入札の日時 平成19年6月26日(火) 午後1時30分
- (2) 入札の場所 秋田市山王二丁目1番53号
秋田市山王21ビル4階
秋田市教育委員会「教育委員会室」
- (3) 入札保証金 免除
- (4) 契約日 平成19年6月29日(金)
- (5) 注意事項
 - ア 秋田市財務規則および入札心得を遵守のうえ、入札に参加すること。
 - イ 落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額)を落札価格とするので、消費税および地方消費税に係る課税・免税事業者であるか否かを問わず、見積もった契約希望金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
 - ウ 入札執行回数は、2回を限度とする。

3 入札参加申込および入札参加資格申告に関する事項

- (1) 本入札に参加を希望するものは、平成19年6月22日(金)までに、次に掲げる書類(以下「申込書等」という。)を提出し、入札参加資格の審査を受けなければならない。
 - ア 公募型指名競争入札参加申込書(様式1(省略))
 - イ 営業経歴書(様式2(省略))
 - ウ 納税証明書
 - (ア) 消費税(税務署で、「未納税額のないこと用(その3)」の発行を受けること。)
 - (イ) 秋田市に納めた法人市民税(個人事業主の方は個人市民税)
 - (ウ) 秋田市に納めた固定資産税
 - ※消費税・法人市民税は、直近の営業年度のもの
 - ※納税証明書(写し可能)に代わって、各納付書の写しあるいは、固定資産税および個人市民税を口座振替により納付している場合は、納税課で交付する「市税口座振替納付済みのお知らせ」の提出でも可
 - ※固定資産税で課税物件がない場合は、「資産なし証明」を提出
- エ 登記簿謄本(個人営業の方は住民票)※写し可能

- (2) 申込書等の提出
申込書等は、持参するものとし、郵送又は電送によるものは受け付けない。
- (3) 申込書等の受付
申込書等は、次のとおり受け付ける。
 - ア 受付期間 平成19年6月8日(金)から平成19年6月22日(金)までの土曜日および日曜日、祝日を除く、毎日、午前9時から午後4時まで。
 - イ 受付場所 秋田市山王二丁目1番53号 秋田市山王21ビル3階 秋田市教育委員会学事課
 - ウ 申込用紙 秋田市教育委員会学事課もしくは、秋田市役所ホームページから入手すること。
- 4 指名に関する事項
 - (1) 入札参加者のうち、入札参加者資格を満たしている者に指名通知する。
 - (2) 提出された申込書等の審査結果等により指名されない場合がある。その者には、選定結果通知により、その旨を通知する。
 - (3) 指名通知および選定結果の通知は、平成19年6月25日(月)に行う。
- 5 設計書および仕様書の閲覧に関する事項
 - (1) 閲覧期間 平成19年6月8日(金)から平成19年6月26日(火)までの土曜日および日曜日、祝日を除く、毎日、午前9時から午後4時までとする。
 - (2) 閲覧・貸出場所 秋田市教育委員会学事課
- 6 その他
 - (1) 申込書等の作成に係る費用は、申請者の負担とする。
 - (2) 提出された申込書等は、返却しない。
 - (3) 問い合わせ先 秋田市教育委員会学事課保健給食担当
電話 018-866-2243

秋田市公告

建築基準法(昭和25年法律第201号)第42条第1項第5号に掲げる道路として昭和42年10月19日付けで位置の指定した道路(指定番号第92号)の一部を次のとおり廃止したので、秋田市建築基準法施行細則(昭和48年秋田市規則第12号)第28条の規定に基づき、公告する。

平成19年6月8日

秋田市長 佐竹敬久

- 1 申請者の住所および氏名
秋田市川元むつみ町2番12号
菅原鈴夫
- 2 道路位置の廃止箇所
秋田市八橋新川向58番2の内および58番3の内
- 3 廃止道路幅員 4.00メートル
- 4 廃止道路延長 19.40メートル
- 5 廃止年月日および番号
平成19年6月8日 廃止番号 第1号

秋田市公告

市有地の公売について次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の6第1項の規定に基づき公告する。

平成19年6月11日

秋田市長 佐竹敬久

1 公売土地の表示

	所在地	地目	地積
(1)	秋田市飯島松根西町39番88	宅地	1,280.52 平方メートル
	秋田市飯島松根西町39番89	宅地	337.54 平方メートル
(2)	秋田市卸町二丁目184番1	雑種地	816.46 平方メートル
(3)	秋田市広面字樋ノ沖94番1	宅地	9.26 平方メートル
	秋田市広面字樋ノ沖94番6	宅地	9.30 平方メートル
	秋田市広面字樋ノ沖94番7	宅地	420.42 平方メートル
	秋田市広面字樋ノ沖94番8	宅地	420.58 平方メートル
(4)	秋田市河辺三内字飛沢上段44番1	雑種地	12,431.05 平方メートル

2 入札参加者の資格

地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。

3 入札の場所および日時

- (1) 場所 秋田市職員研修棟第2研修室（2階）
- (2) 入札 平成19年6月29日(金) 午前10時から
(入札申込受付は午前9時から午前9時55分まで)
- (3) 開札 入札締切後直ちに開札

4 入札心得書および契約条項を示す場所

秋田市山王一丁目1番1号 秋田市財政部管財課

5 入札保証金

- (1) 現金又は秋田市を支払地とする銀行振出の小切手をもって、入札金額の100分の5以上に相当する金額を入札申込受付時間内に納付すること。
- (2) 落札者が指定期日までに契約を締結しないときは落札は無効とし、入札保証金は市に帰属する。

6 入札無効に関する事項

- (1) 郵便による入札は認めないものとする。
- (2) 入札の参加に必要な資格のない者のした入札および入札心得書に記載した事項に違反した入札は、無効とする。

7 売買契約の締結

落札者は、市長が落札の通知を発した日から起算して7日以内に契約を締結し、売買代金を契約締結後直ちに市の発行する納入通知書により納付しなければならない。

8 公売土地の案内日時および場所

- (1) 秋田市飯島松根西町39番88 他1筆
日 時 平成19年6月22日(金) 午前9時30分
集合場所 現地
- (2) 秋田市卸町二丁目184番1
日 時 平成19年6月22日(金) 午前10時15分
集合場所 現地
- (3) 秋田市広面字樋ノ沖94番1 他3筆
日 時 平成19年6月22日(金) 午前10時50分
集合場所 現地
- (4) 秋田市河辺三内字飛沢上段44番1
日 時 平成19年6月22日(金) 午前11時40分

集合場所 現地

秋田市公告

秋田市情報公開条例（平成9年秋田市条例第39号）第32条の規定に基づき、同条例の平成18年度の運用状況を公告する。

平成19年6月13日

秋田市長 佐竹敬久

1 公文書開示請求処理状況

実施機関	開示請求件数	決定内容					取下げ	未処理
		開示	部分開示	不開示	不存在	存否応答拒否		
市長	27	6	18				2	1
教育委員会	3	1	1		1			
選挙管理委員会	2				2			
公平委員会	2				2			
監査委員	2				2			
農業委員会	2				2			
固定資産評価審査委員会	2				2			
上下水道事業管理者	4	1	3					
消防長	3		2		1			
議会	3	1			2			
計	50	9	24		14		2	1

秋田市公告

秋田市個人情報保護条例（平成17年秋田市条例第11号）第51条の規定に基づき、同条例の平成18年度の運用状況を公告する。

平成19年6月13日

秋田市長 佐竹敬久

1 保有個人情報開示請求処理状況

実施機関	開示請求件数	決定内容					却下	取下げ
		開示	部分開示	不開示	不存在	存否応答拒否		
市長	12	5	6				1	
上下水道事業管理者	4	4						

2 不服申立ての状況

平成17年度 繰越件数	審査会答申内容			決定・裁決内容			却下	取下げ
	認容	一部認容	棄却	認容	一部認容	棄却		
2			2			2		

平成18年度 不服申立件数	審査会 諮問件数	審査会答申内容			決定・裁決内容			却下	取下げ
		認容	一部認容	棄却	認容	一部認容	棄却		
1	1							1	

秋田市公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定により、大規模小売店舗の変更に係る届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定に基づき、次のとおり公告し、関係書類を縦覧に供する。

なお、当該大規模小売店舗の周辺地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する場合は、同法第8条第2項

の規定により、縦覧期間満了の日までに市に対し意見書を提出し、これを述べることができる。

平成19年6月14日

秋田市長 佐 竹 敬 久

1 届出事項の概要

(1) 大規模小売店舗を設置する者の氏名および住所

ア 大和リース株式会社
代表取締役 梶 本 六 夫
大阪府大阪市中央区農人橋二丁目1番36号

イ マックスバリュ東北株式会社
代表取締役 反 田 悦 生
秋田県秋田市土崎港北一丁目6番25号

(2) 大規模小売店舗の名称および所在地

ア 名 称 マックスバリュ港北店
イ 所 在 地 秋田県秋田市土崎港北七丁目161-2 外33筆

(3) 変更した事項

ア 大規模小売店舗を設置する者の名称および代表者の氏名

(ア) 変更前 大和工商リース株式会社
代表取締役社長 梶 本 六 夫
マックスバリュ東北株式会社
代表取締役 反 田 悦 生

(イ) 変更後 大和リース株式会社
代表取締役 梶 本 六 夫
マックスバリュ東北株式会社
代表取締役 反 田 悦 生

(4) 変更年月日 平成19年4月1日

(5) 変更理由

大規模小売店舗を設置する者の名称会社商号変更のため。

2 届出年月日 平成19年6月1日

3 関係書類の縦覧場所および期間

(1) 縦覧場所 秋田市商工部商業観光課
(2) 縦覧期間 平成19年6月14日～平成19年10月15日

4 意見書の提出先 秋田市商工部商業観光課

5 意見書に添付する書面に記載すべき事項

(1) 意見を述べる者の氏名および住所
(2) 意見の対象となる大規模小売店舗の名称
(3) 意見を述べる理由

秋田市公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定により、大規模小売店舗の変更に係る届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定に基づき、次のとおり公告し、関係書類を縦覧に供する。

なお、当該大規模小売店舗の周辺地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する場合は、同法第8条第2項の規定により、縦覧期間満了の日までに市に対し意見書を提出し、これを述べることができる。

平成19年6月14日

秋田市長 佐 竹 敬 久

1 届出事項の概要

(1) 大規模小売店舗を設置する者の氏名および住所

ア 氏 名 大和リース株式会社
代表取締役 梶 本 六 夫
イ 住 所 大阪府大阪市中央区農人橋二丁目1番36号

(2) 大規模小売店舗の名称および所在地

ア 名 称 フレスポ御所野
イ 所 在 地 秋田県秋田市御所野元町一丁目1-1

(3) 変更した事項

ア 大規模小売店舗を設置する者の名称および所在地

(ア) 変更前
名 称 大和工商リース株式会社
代表取締役社長 梶 本 六 夫
所在地 大阪府大阪市中央区農人橋二丁目1番36号
ピップビル

(イ) 変更後
名 称 大和リース株式会社
代表取締役 梶 本 六 夫
所在地 大阪府大阪市中央区農人橋二丁目1番36号

イ 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称および住所ならびに法人にあっては代表者の氏名

(ア) 変更前 別紙（省略）のとおり
(イ) 変更後 別紙（省略）のとおり

(4) 変更年月日 平成19年4月1日

(5) 変更理由

大規模小売店舗を設置する者の会社商号変更および大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名、住所、店舗面積、販売する物品の種類変更のため。

2 届出年月日 平成19年6月4日

3 関係書類の縦覧場所および期間

(1) 縦覧場所 秋田市商工部商業観光課
(2) 縦覧期間 平成19年6月14日～平成19年10月15日

4 意見書の提出先 秋田市商工部商業観光課

5 意見書に添付する書面に記載すべき事項

(1) 意見を述べる者の氏名および住所
(2) 意見の対象となる大規模小売店舗の名称
(3) 意見を述べる理由

秋田市公告

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号に掲げる道路として次のとおり指定したので、秋田市建築基準法施行細則（昭和48年秋田市規則第12号）第28条の規定に基づき、公告する。

平成19年6月14日

秋田市長 佐 竹 敬 久

1 申請者の住所および氏名

秋田市寺内蛭根三丁目24番16号
イーワンホーム株式会社
代表取締役 阿 部 京 三

2 道路位置指定箇所

秋田市外旭川八柳二丁目159番5

3 道路幅員 4.01メートル

4 道路延長 27.07メートル

5 指定年月日および番号

平成19年6月14日 第1号

秋田市公告

農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第18条第1項の規定により、農用地利用集積計画（平成19年度第3号計画）を定めたので、同法第19条の規定に基づき公告し、次により縦覧に

供する。

平成19年6月21日

秋田市長 佐 竹 敬 久

- 1 閲覧場所 秋田市山王一丁目2番34号
秋田市農林部農林総務課
- 2 閲覧期間 平成19年6月22日から
平成19年7月11日まで
ただし、土曜日、日曜日、祝日を除く。
- 3 閲覧時間 午前8時30分から午後5時15分まで

秋田市公告

次のとおり入札を執行するので、下記により入札参加希望者を公募する。

平成19年6月21日

秋田市長 佐 竹 敬 久

- 1 入札に付する事項
 - (1) 物件名
不法投棄監視カメラシステム賃貸借
 - (2) 物品名および数量
カメラ2台、感知センサー2個、制御装置2台、記録メディア2枚、上蓋密閉型バッテリー2個、バッテリーケース2個、制御用パソコン（デスクトップ型）1台、携帯電話3台、モデム3台（2台は内蔵型）
 - (3) 納入期限 平成19年8月29日(水)
 - (4) 納入場所 秋田市環境部廃棄物対策課
- 2 入札に関する事項
 - (1) 入札の日時 平成19年7月9日(月) 午前9時30分
 - (2) 入札の場所 秋田市寺内蛭根三丁目24-3
秋田市環境部 2階 大会議室
 - (3) 入札保証金 免除
 - (4) 契約日 平成19年7月12日(木)（予定）
 - (5) 注意事項
 - ア 秋田市財務規則および入札心得を遵守のうえ、入札に参加すること。
 - イ 落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときはその端数金額を切り捨てた額）を落札価格とするので、消費税および地方消費税に係る課税・免税事業者であるか否かを問わず、見積もった契約希望金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
 - ウ 入札執行回数は、2回を限度とする。
- 3 契約に関する事項
 - (1) 契約期間 契約締結の日から平成24年11月30日まで
 - (2) 賃貸借期間 平成19年9月1日から平成24年11月30日まで
- 4 入札参加要件に関する事項
 - (1) 不法投棄監視カメラ設備の賃貸借又は販売に関し、公共事業にかかわらず実績（直近3年）を有すること。
 - (2) 納入する機器に関して、取扱方法等を熟知していること。
 - (3) 故障等の不具合に関して、迅速に対応することが可能であること。
 - (4) 秋田市内に本社・支店・営業所等を有する者であること。
 - (5) 租税に滞納がないこと。
 - (6) 地方自治法施行令第167条の4第1項および第2項各号の規定による制限を受ける者でないこと。

- (7) 本市の指名停止期間中又は入札参加資格停止期間中でないこと。
- 5 入札参加申し込みに関する事項
 - (1) 本入札に参加を希望する者は、平成19年6月28日(木)までに、次に掲げる書類（以下「申込書等」という。）を提出し、入札参加要件の審査を受けなければならない。
 - ア 公募型指名競争入札参加申込書（様式1（省略））
 - イ 業務実績調書（様式2（省略））
 - ウ 納税証明書（写し可）
 - (ア) 消費税（税務署で、『未納税額のないこと用』の発行を受けること。）
 - (イ) 秋田市に納めた法人市民税（個人営業の方は個人市民税）
 - (ウ) 秋田市に納めた固定資産税（平成18年度分）
- ※消費税・法人市民税（個人市民税）は、直近の営業年度のもの
- ※固定資産がない場合は、そのことを証明できるもの
- ※納税証明書に代わって、各納付書の写しあるいは固定資産税および個人市民税を口座振替により納付している場合は、納税課で交付する「市税口座振替納付済みのお知らせ」の提出でも可とする。
- エ 法人登記の履歴事項全部証明書（個人経営の方は住民票）申請日前の3ヶ月以内のもの（写し可）
 - オ 賃貸借業者との関係を示す契約書（覚書等）の写し
- ※入札参加希望者が賃貸借できない場合は、あらかじめ、賃貸借契約の可能な業者と契約（覚書等）を締結し、リース料率の部分を伏せた写しを添付すること。
- (2) 申込書等の提出
申込書等は持参によることとし、郵送又は電送によるものは受け付けない。
 - (3) 申込書等の受付
申込書等は、次のとおり受け付ける。
 - ア 受付期間 平成19年6月21日(木)から平成19年6月28日(木)までの土曜日および日曜日を除く毎日、午前9時から午後5時まで
 - イ 受付場所 秋田市環境部 環境総務課 庶務担当
 - ウ 申込書用紙等については、秋田市環境部廃棄物対策課又は秋田市ホームページから入手のこと。
- 6 指名に関する事項
 - (1) 入札参加希望者のうち、入札参加要件を満たしている者に、指名通知する。
 - (2) 提出された申込書等の審査の結果等により、指名されない場合がある。その者には選定結果通知により、その旨を連絡する。
 - (3) 指名通知および選定結果の通知については、平成19年7月3日(火)に行う。
- 7 設計書および仕様書の閲覧に関する事項
 - (1) 閲覧期間は、平成19年6月21日(木)から平成19年7月6日(金)までの土曜日および日曜日を除く毎日、午前9時から午後4時までとする。
 - (2) 閲覧・貸出場所
秋田市寺内蛭根三丁目24-3
秋田市環境部廃棄物対策課 監視・指導担当
- 8 その他
 - (1) 申込書等の作成に係る費用は、申請者の負担とする。

- (2) 提出された申込書等は、返却しない。
 (3) 申込書等の提出に関する問い合わせ先
 秋田市環境部廃棄物対策課 監視・指導担当
 電話 018-866-2076

秋田市公告

次のとおり入札を執行するので、下記により入札参加希望者を公募する。

平成19年6月25日

秋田市長 佐 竹 敬 久

1 入札に付する事項

- (1) 物件名
 秋田市立秋田商業高等学校情報教育環境整備事業にかかる
 機器納入設置および賃貸借
 (2) 物品名および数量
 サーバー一式、パソコン（液晶ディスプレイ含む）110台、
 カラーレーザープリンタスキヤナシステム1台、モノクロレー
 ザープリンタ2台、プロジェクタ3台、ネットワーク機器一
 式、ソフトウェア一式（インストール含む。）
 (3) 納入期限 平成19年8月31日(金)
 (4) 納入場所 秋田市立秋田商業高等学校

2 入札に関する事項

- (1) 入札の日時 平成19年7月13日(金) 午前10時
 (2) 入札の場所 秋田市新屋勝平台1番1号
 秋田市立秋田商業高等学校

3 契約に関する事項

- (1) 契約期間 契約締結の日から平成25年8月31日まで
 (2) 賃貸借期間 平成19年9月1日から平成25年8月31日まで

4 入札参加に必要な資格

- (1) 秋田市に本社、支店、営業所を有する者又は秋田市に個人
 で事業所を有する者であること。
 (2) 上記物品の納入・設置ができ、かつ、賃貸借契約をおこな
 えること。（上記物品の納入・設置のできる1の業者が、賃
 貸借契約の可能な1の業者からリース料率等についての覚書
 等を締結している場合を含む。）
 (3) 租税に滞納がないこと。
 (4) 地方自治法施行令第167条の4第1項および第2項各号の
 規定による制限を受ける者でないこと。
 (5) 秋田市指名停止措置要綱第2条第1項の規定による指名停
 止期間中の者でないこと。

5 入札参加申し込みに関する事項

- (1) 入札参加希望者は、入札説明書等配付資料（物品の仕様書
 含む。）を受領し、平成19年7月6日(金)までに次に掲げる書
 類とその添付書類（以下「申込書等」という。）を提出し、
 入札参加資格の審査を受けなければならない。
 ア 公募型指名競争入札参加申込書（様式1（省略））
 イ 営業経歴書（様式2（省略））
 ウ 納税証明書
 (ア) 消費税（税務署で「未納税額のないこと用（その3）」
 の発行を受けること。）
 (イ) 秋田市に納めた法人市民税（個人営業の方は個人市民
 税）
 (ウ) 秋田市に納めた固定資産税
 ※消費税・法人市民税は、直近の営業年度のもの
 ※納税証明書に代わって、各納付書の写し、あるいは固定

資産税および個人市民税を口座振替により納付している
 場合は、納税課で交付する「市税口座振替納付済みのお
 知らせ」の提出でも可とする。

- エ 登記簿謄本（個人営業の方は住民票）
 オ 賃貸借業者との関係を示す契約（覚書等）の写し
 ※入札参加希望者が賃貸借できない場合は、あらかじめ、
 賃貸借契約の可能な業者と契約（覚書等）を締結し、リー
 ス料率の部分の伏せた写しを添付すること。

(2) 入札説明書等配付資料受領場所

秋田市新屋勝平台1番1号

秋田市立秋田商業高等学校 事務室

(3) 申込書等の提出

申込書等は、持参するものとし、郵送又は電送によるもの
 は受け付けられないものとする。

(4) 申込書等の受付

申込書等は、次のとおり受け付ける。

ア 受付期間 平成19年6月26日(火)から平成19年7月6日(金)
 までの土曜日、日曜日および祝日を除く毎日、午前9時か
 ら午後4時まで

イ 受付場所 秋田市立秋田商業高等学校 事務室

6 指名に関する事項

- (1) 入札参加希望者のうち、入札参加資格を満たしている者に
 指名通知する。
 (2) 提出された申込書等の審査結果等により、指名されない場
 合がある。その者には、選定結果通知により、その旨を通知
 する。
 (3) 指名通知および選定結果の通知は、平成19年7月11日(水)
 後に行う。

7 その他

- (1) 申込書等の作成に係る費用は、申請者の負担とする。
 (2) 提出された書類は、返却しない。
 (3) 問い合わせ先
 秋田市立秋田商業高等学校 事務室
 電話 018-823-4308

秋田市公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）附則第5条第1
 項の規定により、大規模小売店舗の変更に関する届出があったの
 で、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定に基づ
 き、次のとおり公告し、関係書類を縦覧に供する。

なお、当該大規模小売店舗の周辺地域の生活環境の保持のため
 配慮すべき事項について意見を有する場合は、同法第8条第2項
 の規定により、縦覧期間満了の日までに市に対し意見書を提出し、
 これを述べることができる。

平成19年6月25日

秋田市長 佐 竹 敬 久

1 届出事項の概要

- (1) 大規模小売店舗を設置する者の氏名および住所
 ア 氏 名 有限会社サンライズユザワ
 代表取締役 湯 澤 孝
 イ 住 所 秋田県秋田市広面字宮田29番地1
 (2) 大規模小売店舗の名称および所在地
 ア 名 称 ト一屋広面店
 イ 所 在 地 秋田県秋田市広面字宮田20番地1
 (3) 変更しようとする事項

ア 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

(ア) 廃棄物等の保管施設の位置および容量

(変更前) 48.1㎡

(変更後) 92.6㎡

(4) 変更年月日 平成20年2月14日

2 届出年月日 平成19年6月14日

3 関係書類の縦覧場所および期間

(1) 縦覧場所 秋田市商工部商業観光課

(2) 縦覧期間 平成19年6月25日～平成19年10月25日

4 意見書の提出先 秋田市商工部商業観光課

5 意見書に添付する書面に記載すべき事項

(1) 意見を述べる者の氏名および住所

(2) 意見の対象となる大規模小売店舗の名称

(3) 意見を述べる理由

秋田市公告

次のとおり入札を執行するので、下記により入札参加希望者を公募する。

平成19年6月25日

秋田市長 佐 竹 敬 久

1 入札に付する事項

(1) 件名	(仮称) 西部地域市民サービスセンター新築工事に伴うバス仮案内所賃借
(2) 施工場所	秋田市新屋扇町285-1、285-2、312-1
(3) 仮案内所の建物概要	① 面積 48.60㎡ ② 構造 鉄骨造(軽量鉄骨ブレース軸組工法)平屋建て ③ 概要 待合室 事務室 休憩室 ※なお、本建物は、秋田市が、賃借のうえ、秋田中央交通株式会社が仮案内所として使用する。
(4) 契約期間	平成19年7月13日～平成21年2月27日
(5) 賃貸借期間	平成19年9月10日～平成21年2月9日 賃貸借物件の設置は、着手から平成19年9月7日までに行い、解体撤去については、賃貸借期間終了後から平成21年2月27日までの間に行う。
(6) 賃貸借料の支払条件	仮案内所の建設、解体、リース料の総額については、平成19年度の支払限度額を4,783,800円とし、20年度の支払額については、契約額から19年度支払額を差し引いた金額とする。
(7) 入札参加要件	1 秋田市内に本社を有していること、又は秋田市内に本市と契約を締結できる営業所等を有していること。 2 仮案内所の設置、リース、解体を一括して自社で行えること。 3 消費税、法人市民税、固定資産税に滞納がないこと。 4 地方自治法施行令第167条の4第1項および第2項各号の規定による制限を受ける者でないこと。 5 本市の指名停止期間中又は入札参加資格停止期間中でないこと。
(8) 予定価格	5,608,000円(税抜き価格)

2 入札に関する事項

入札の日時 平成19年7月10日(火) 16時30分

入札の場所 秋田市山王一丁目1番1号

秋田市役所3階「入札室」

開札は入札終了後直ちに行う。

契約日 平成19年7月13日(金)

注意事項 (1) 秋田市財務規則(以下「規則」という。)および入札心得を遵守のうえ、入札に参加すること。

(2) 落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときはその端数金額を切り捨てた額)を落札価格とするので、消費税および地方消費税に係る課税・免税事業者であるか否かを問わず、見積もった契約希望金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(3) 入札執行回数は、1回を限度とする。

3 入札参加申し込みに関する事項

(1) 本入札に参加を希望する者は、平成19年7月2日(月)までに、次に掲げる書類(以下「申込書等」という。)を提出し、入

札参加資格の審査を受けなければならない。

ア 公募型指名競争入札参加申込書(様式1(省略))

イ 実績調書(様式2(省略))

ウ 納税証明書

・消費税(税務署で『未納税額のないこと用(その3)』の発行を受けること)

・法人市民税(上記1入札に付する事項(7)入札参加要件1の所在地におけるもので結構)

・固定資産税(法人市民税と同様の所在地におけるもので結構)

エ 登記簿謄本(上記1入札に付する事項(7)入札参加要件1の所在地が分かるもの)

(2) 申込書等の提出

申込書等は持参によることとし、郵送又は電送によるものは受け付けない。

(3) 申込書等の受付

申込書等は、次のとおり受け付ける。

ア 受付期間 平成19年6月25日(月)から7月2日(月)までの土曜日および日曜を除く毎日、午前9時から午後5時まで。

イ 受付場所 秋田市企画調整部市民協働・地域分権推進室(秋田市役所3階)

ウ 申込用紙 秋田市企画調整部市民協働・地域分権推進室
又は秋田市ホームページから入手のこと。

4 入札保証金に関する事項

入札保証金は、入札金額の100分の5以上の額とする。ただし、規則第109条第1項の各号に該当したときは免除する。

5 契約保証金に関する事項

契約保証金は、契約金額の100分の10以上の額とする。ただし、規則第128条第1項の各号に該当したときは免除する。

6 入札の無効

規則第113条の各号のいずれかに該当する入札は無効とする。

7 指名に関する事項

- (1) 入札参加希望者のうち、入札参加資格を満たしている者に指名通知する。
- (2) 提出された申込書等の審査の結果等により、指名されない場合がある。その者には選定結果通知により、その旨を連絡する。
- (3) 指名通知および選定結果の通知については、平成19年7月4日(水)に行く。

8 設計書の閲覧等に関する事項

- (1) 閲覧期間は、平成19年6月25日(月)から平成19年7月6日(金)までの土曜日および日曜日を除く毎日、午前9時から午後5時までとする。
- (2) 閲覧・貸し出し場所
秋田市企画調整部市民協働・地域分権推進室
住所 秋田市山王一丁目1番1号

9 その他

- (1) 申込書等の作成に係る費用は、申請者の負担とする。
- (2) 提出された申込書等は、返却しない。
- (3) 申込書などの提出に関する問い合わせ先
秋田市企画調整部市民協働・地域分権推進室
電話 018-866-2037

秋田市公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定により、平成19年5月18日付け秋田市指令第3066号で許可した開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定に基づき、公告する。

平成19年6月25日

秋田市長 佐 竹 敬 久

1 開発許可を受けた者の住所および氏名

東京都千代田区五番町14番地の1
財団法人 住宅改良開発公社
理事長 今 泉 浩 紀

2 開発区域に含まれる地域の名称

秋田市柳田字境田136番

秋田市公告

次のとおり秋田市大森山動物園のポスターおよびパンフレットに関するデザイン提案コンペを実施するので公告する。

平成19年6月26日

秋田市長 佐 竹 敬 久

1 デザイン提案コンペに付する事項

- (1) 業務名 秋田市大森山動物園のポスター3種類およびパンフレット2種類の制作業務
- (2) 業務の概要等 秋田市大森山動物園で行う「夜の動物園」、

「冬の動物園」および「平成20年の通常開園」を告知するポスター3種類を制作するものである。また、国体時向けおよび平成19年度後期用のパンフレットならびに平成20年度用のパンフレットを制作するものである。

- (3) 調達案件の特質等 デザイン提案コンペ説明書による
 - (4) 納入場所 商工部大森山動物園 秋田市浜田字潟端154
 - (5) 納入期限 デザイン提案コンペ説明書による
 - (6) 調達案件の特質等 デザイン提案コンペ説明書による
- 2 デザイン提案コンペに参加する者に必要な資格
参加申込みをするにあたっては、次の要件をすべて満たした者であること。

- (1) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しないこと。
- (2) 本市の指名停止期間中でないこと。
- (3) 銀行取引停止等の事実があり、経営と信用が不健全であると認められる者でないこと。
- (4) 秋田市内に営業所があり、デザインおよび印刷の一括発注ができ、双方を責任を持って管理できること。

3 デザイン提案コンペ説明書等の配付

- (1) 配付期間 平成19年6月26日(火)から平成19年7月3日(火)までの午前9時から午後4時30分までとする。郵便による説明書等の送付依頼は受け付けない。
- (2) 配付場所 商工部大森山動物園 秋田市浜田字潟端154
- (3) 配付書類

ア デザイン提案コンペ説明書
イ デザイン提案コンペ参加申込書（様式（省略））
ウ 審査・評価の方針・基準

4 デザイン提案コンペ参加申込みに関する事項

デザイン提案コンペ参加希望者は、必要書類等を次のとおり提出しなければならない。

- (1) 提出書類
- ア デザイン提案コンペ参加申込書
イ デザイン案
- (ア) 「夜の動物園」告知用ポスターデザイン 1部
(イ) 「冬の動物園」告知用ポスターデザイン 1部
(ウ) 「平成20年の通常開園」告知用ポスターデザイン 1部
(エ) 国体時向けおよび平成19年度後期用パンフレット 2部
(オ) 平成20年度用パンフレット 2部

ウ 見積書

- (2) 受付期限 平成19年7月4日(水) 午後5時
- (3) 提出場所 商工部大森山動物園 秋田市浜田字潟端154
- (4) 提出方法 必要書類等を持参するものとし、郵送は受け付けない。

(5) 提案書等の全ての書類がそろっていない場合は無効とする。

5 最優秀提案者の決定方法

提案内容および見積内容を一式として、配付書類「審査・評価の方針・基準」に記した方針・基準に基づき公平かつ客観的に審査・評価し、本業務にとって最適な提案者を最優秀提案者とする。

6 その他

- (1) 申込書等の作成に係る一切の経費は、申込者の負担とする。
- (2) 提出された書類およびデザイン案は返却しない。
- (3) その他詳細は、提案コンペ説明書による。

7 問い合わせ先

秋田市浜田字潟端154
秋田市商工部大森山動物園 電話 018-828-5508 (直通)

11条の2第12項の規定に基づき、住民基本台帳の一部の写しの閲覧状況を別紙のとおり公告する。

平成19年6月26日

秋田市公告

秋田市長 佐 竹 敬 久

住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第11条第3項および第

(別紙)

個人又は法人の申出による住民基本台帳の一部の写しの閲覧
(平成18年11月1日から平成19年3月31日まで)

閲 覧 年月日	申出者の氏名	利用目的の概要	閲覧にかかる住民の範囲	
平成18年 11月10日	(社)新情報センター 事務局長 平谷 伸次	家族（家族の法制）に関する世論調査	20歳以上の男女	寺内蛭根三丁目
平成18年 11月30日	(社)中央調査社 会長 若林 清造	土地問題に関する国民の意識調査	20歳以上の男女	横森四丁目
平成18年 12月1日	(社)新情報センター 事務局長 平谷 伸次	平成18年度国民生活選好度調査	15歳以上80歳未満 の男女	榎山城南町
平成18年 12月14日	(社)新情報センター 事務局長 平谷 伸次	日本人の生活・文化・環境意識調査	20歳以上の男女	牛島西二丁目
平成18年 12月20日	(株)サーベイリサーチセンター 代表取締役 藤澤 士朗	2006年若者の職業意識に関する調査	18歳以上34歳以下 の男女	外旭川字家ノ前他
平成18年 12月21日	(社)中央調査社 会長 若林 清造	生活意識に関するアンケート調査	20歳以上の男女	御所野地蔵田二丁目
平成18年 12月21日	(社)中央調査社 会長 若林 清造	働き方とライフスタイルの変化に関する 全国調査	20歳以上40歳以下 の男女	土崎港東
平成18年 12月21日	(株)アキタネット 代表取締役 大久保利彦	子育て支援と教育充実に関する県民アン ケート調査	20歳以上の男女	市内全域
平成18年 12月22日	(社)新情報センター 事務局長 平谷 伸次	少子化対策と家族・地域の絆に関する意 識調査	18歳以上の男女	土崎港東二丁目
平成18年 12月28日	(社)中央調査社 会長 若林 清造	新聞読者基本調査	15歳以上の男女	横森二丁目
平成18年 12月28日	(社)中央調査社 会長 若林 清造	国語に関する世論調査	16歳以上の男女	手形休下町
平成19年 1月18日	(社)中央調査社 会長 若林 清造	就業と生活についてのおたずね調査	20歳以上69歳以下 の男女	茨島六丁目
平成19年 1月18日	(社)中央調査社 会長 若林 清造	社会意識に関する世論調査	20歳以上の男女	下新城中野
平成19年 1月23日	(社)新情報センター 事務局長 平谷 伸次	消費動向調査	単身世帯の世帯主	手形字中谷地他、南 通亀の町他
平成19年 1月30日	(株)日本リサーチセンター 代表取締役社長 鈴木 稲博	障害者の社会参加促進についての調査	20歳以上の男女	金足追分
平成19年 2月2日	(株)ビデオリサーチ 代表取締役社長 木村 武彦	2007年全国たばこ喫煙者率調査	20歳以上90歳未満 の男女	山王新町、新屋日吉 町、新屋田尻沢西町、 下新城長岡
平成19年 2月16日	(社)新情報センター 事務局長 平谷 伸次	食育に関する意識調査	20歳以上の男女	榎山太田町
平成19年 2月21日	(株)サーベイリサーチセンター 代表取締役 藤澤 士朗	第5回情報化社会と青少年に関する意識 調査	10歳以上17歳以下 の男女	仁井田福島一丁目
平成19年 2月22日	(社)中央調査社 会長 若林 清造	放送に関する意識調査	16歳以上の男女	川尻御休町
平成19年 3月1日	泉・緑の会 会長 富樫 清弘	子供の誕生記念に梅の苗木を贈呈するた め	平成18年1月1日 から平成18年12月 31日までに出生の 子とその保護者	泉小学区

平成19年 3月6日 3月7日	(株)中央調査社 会長 若林 清造	仕事と家庭に関する全国調査	20歳以上59歳以下の男女	千秋、寺内
平成19年 3月6日 3月7日	(株)中央調査社 会長 若林 清造	生活保障に関する調査	18歳以上69歳以下の男女	金足
平成19年 3月6日 3月7日	(株)中央調査社 会長 若林 清造	宝くじに関する世論調査	18歳以上の男女	榎山南中町、土崎港東二丁目

国又は地方公共団体の機関の請求による住民基本台帳の一部の写しの閲覧
(平成18年11月1日から平成19年3月31日まで)

閲 覧 年月日	請求をした国又は地方 公共団体の機関の名称	請 求 事 由	閲覧にかかる住民の範囲	
平成18年 11月27日 11月28日 11月29日 12月4日	自衛隊秋田地方協力本部本部長	自衛官募集事務	平成元年4月2日 から平成2年4月 1日までに出生の 男女	市内全域
平成19年 3月13日	農林水産省東北農政局秋田農政 事務所長	米の消費動向等調査		市内全域
平成19年 3月28日 3月29日	秋田県秋田地域振興局総務企画 部長	クマに関する住民アンケート	18歳以上の男女	市内全域

平成19年6月28日

秋田市長 佐 竹 敬 久

秋田市公告

次のとおり入札を執行するので、入札参加希望者を公募する。

1 入札に付する事項

(1) 入札に付する物件は、下記のとおりである。

番 号	物 件 名	納 品 場 所	納入期限
	X線写真用袋（一般用・大）製造請負業務	市立秋田総合病院放射線科	平成19年10月1日

(2) 上記物件に係る基本的な入札参加要件

次のすべてを満たすこと

- ア 秋田市財政部契約課の秋田市物品業者登録名簿に登録されていること。
- イ 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
- ウ 秋田市の指名停止期間中でないこと。

2 入札に関する事項

入札の日時 平成19年7月17日(火) 午前10時

入札の場所 秋田市川元松丘町4-30
市立秋田総合病院 2階 講堂

入札保証金 免除

契 約 日 平成19年7月20日(金)

- 注 意 事 項
- (1) 秋田市財務規則および入札心得を遵守のうえ、入札に参加すること。
 - (2) 落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額）を落札価格とするので、消費税および地方消費税に係

る課税・免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

- (3) 開札の結果、落札者がいないときは再度の入札を1回に限り行う。
- (4) 落札者となるべき同価格の入札者が2人以上あるときは、直ちにくじにより落札者を決定する。

3 入札参加申し込みに関する事項

- (1) 入札に参加を希望する者は、平成19年7月9日(月)までに、公募型指名競争入札参加申込書（以下「申込書」という。）を提出すること。
- (2) 申込書の提出
申込書は持参するものとし、郵送又は電送によるものは受け付けない。
- (3) 申込書の受付
申込書は、次のとおり受け付ける。
ア 受付期間 平成19年6月28日(木)から平成19年7月9日(月)までの土曜日および日曜・祝日を除く毎日、午前9時から午後4時まで

イ 受付場所 市立秋田総合病院総務課用度担当
 ウ 申込書・入札書・委任状等
 市立秋田総合病院ホームページから入手すること。
 ホームページアドレス <http://www.city.akita.akita.jp/city/ho/newho/default.htm>

4 指名に関する事項

- (1) 入札参加希望者のうち、入札参加資格を満たしている者に指名通知するものとする。
- (2) 提出された申込書の審査の結果等により、指名されない場合がある。
 その者には選定結果通知により、その旨を通知する。
- (3) 指名通知および選定結果通知については、平成19年7月12日(木)午前中に通知する。

5 仕様書および入札物件見本の閲覧に関する事項

- (1) 閲覧期間は平成19年6月28日(木)から平成19年7月13日(金)までの土曜日および日曜・祝日を除く毎日、午前9時から午後4時までとする。
- (2) 閲覧場所 市立秋田総合病院総務課用度担当
- (3) 仕様書は、市立秋田総合病院ホームページにも掲載。

6 その他

- (1) 申込書等の作成に係る費用は、申請者の負担とする。
- (2) 提出された申込書は、返却しない。
- (3) 秋田市財務規則第135条の規定により契約の履行について、その全部又は大部分を一括して第三者に委任させ、又は請け負わせることを禁止する。なお、一部の業務を第三者に委託する場合は、外部委託の報告書を契約締結時に提出すること。
- (4) 契約書（請書）は、製造請負契約書（請書）となり印紙税

が課税される。

- (5) 入札に関する問い合わせ先
 市立秋田総合病院総務課用度担当
 電話 018-823-4171（内線2172）

秋田市公告

財政報告書の作成および公表に関する条例（平成7年秋田市条例第48号）第2条第1項の規定により財政報告書の公表を行うので、同条例第4条の規定に基づき次のとおり公告する。

平成19年6月29日

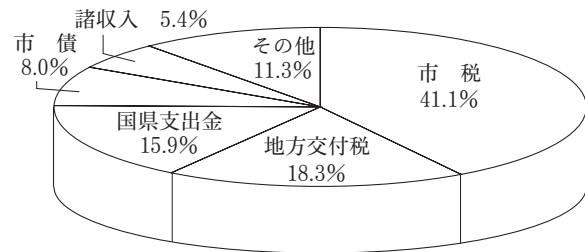
秋田市長 佐 竹 敬 久
 秋田市の財政
 平成19年6月

I 平成19年度当初予算の状況

1 歳入・歳出予算の状況

(1) 一般会計

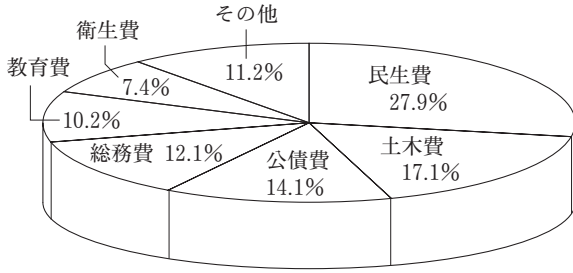
① 平成19年度当初予算（歳入）の状況



(単位：千円、%)

区 分	平成19年度		平成18年度		比較増減 (A)-(B)	増減率
	当初予算(A)	構成比	当初予算(B)	構成比		
市 税	46,532,230	41.1	42,679,431	37.5	3,852,799	9.0
地 方 譲 与 税	1,174,489	1.0	3,481,904	3.1	△2,307,415	△66.3
利 子 割 交 付 金	126,609	0.1	119,079	0.1	7,530	6.3
配 当 割 交 付 金	53,177	0.0	35,287	0.0	17,890	50.7
株 式 等 譲 渡 所 得 割 交 付 金	55,797	0.1	18,407	0.0	37,390	203.1
地 方 消 費 税 交 付 金	3,190,787	2.8	3,200,389	2.8	△9,602	△0.3
ゴ ル フ 場 利 用 税 交 付 金	79,529	0.1	82,499	0.1	△2,970	△3.6
自 動 車 取 得 税 交 付 金	340,412	0.3	352,443	0.3	△12,031	△3.4
国 有 提 供 施 設 等 所 在 市 助 成 交 付 金	9,450	0.0	10,461	0.0	△1,011	△9.7
地 方 特 例 交 付 金	386,000	0.3	1,075,000	0.9	△689,000	△64.1
地 方 交 付 税	20,679,000	18.3	23,038,000	20.2	△2,359,000	△10.2
交 通 安 全 対 策 特 別 交 付 金	110,000	0.1	110,000	0.1	0	0.0
分 担 金 及 び 負 担 金	1,127,618	1.0	1,082,412	1.0	45,206	4.2
使 用 料 及 び 手 数 料	2,229,012	2.0	2,232,034	2.0	△3,022	△0.1
国 庫 支 出 金	12,535,287	11.1	12,582,605	11.1	△47,318	△0.4
県 支 出 金	5,433,254	4.8	4,033,509	3.5	1,399,745	34.7
財 産 収 入	284,037	0.3	452,787	0.4	△168,750	△37.3
寄 附 金	1	0.0	1	0.0	0	0.0
繰 入 金	2,997,109	2.6	2,371,527	2.1	625,582	26.4
繰 越 金	683,000	0.6	678,000	0.6	5,000	0.7
諸 収 入	6,096,702	5.4	6,171,925	5.4	△75,223	△1.2
市 債	9,026,500	8.0	10,028,300	8.8	△1,001,800	△10.0
合 計	113,150,000	100.0	113,836,000	100.0	△686,000	△0.6

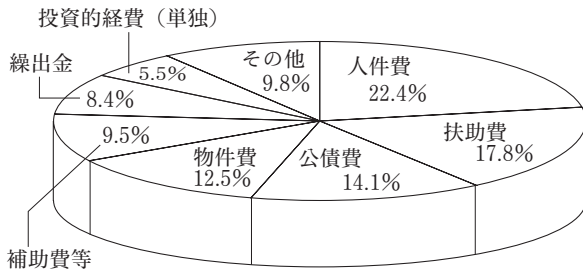
② 平成19年度当初予算（歳出）の状況（目的別）



(単位：千円、%)

区 分	平成19年度		平成18年度		比較増減 (A)-(B)	増減率
	当初予算(A)	構成比	当初予算(B)	構成比		
議 会 費	725,987	0.6	753,054	0.7	△27,067	△3.6
総 務 費	13,709,837	12.1	13,409,562	11.8	300,275	2.2
民 生 費	31,622,056	27.9	31,430,719	27.6	191,337	0.6
衛 生 費	8,380,354	7.4	8,702,475	7.6	△322,121	△3.7
労 働 費	409,902	0.4	415,705	0.4	△5,803	△1.4
農 林 水 産 業 費	2,026,190	1.8	2,151,618	1.9	△125,428	△5.8
商 工 費	6,011,428	5.3	6,113,671	5.4	△102,243	△1.7
土 木 費	19,324,097	17.1	20,186,237	17.7	△862,140	△4.3
消 防 費	3,358,519	3.0	3,293,770	2.9	64,749	2.0
教 育 費	11,572,496	10.2	11,296,044	9.9	276,452	2.4
災 害 復 旧 費	5	0.0	5	0.0	0	0.0
公 債 費	15,929,128	14.1	15,963,953	14.0	△34,825	△0.2
諸 支 出 金	1	0.0	39,187	0.0	△39,186	△100.0
予 備 費	80,000	0.1	80,000	0.1	0	0.0
合 計	113,150,000	100.0	113,836,000	100.0	△686,000	△0.6

③ 平成19年度当初予算（歳出）の状況（性質別）



(単位：千円、%)

区 分	平成19年度		平成18年度		比較増減 (A)-(B)	増減率
	当初予算(A)	構成比	当初予算(B)	構成比		
人 件 費	25,325,332	22.4	24,518,069	21.5	807,263	3.3
物 件 費	14,152,626	12.5	14,190,044	12.4	△37,418	△0.3
維 持 補 修 費	782,471	0.7	887,946	0.8	△105,475	△11.9
扶 助 費	20,169,162	17.8	20,340,367	17.9	△171,205	△0.8
補 助 費 等	10,726,238	9.5	10,126,369	8.9	599,869	5.9
消 費 的 経 費 計	71,155,829	62.9	70,062,795	61.5	1,093,034	1.6
補 助 事 業	2,502,871	2.2	2,267,988	2.0	234,883	10.4
単 独 事 業	6,249,037	5.5	8,676,728	7.6	△2,427,691	△28.0
県 営 事 業 負 担 金	849,680	0.7	1,012,075	0.9	△162,395	△16.0
災 害 復 旧 事 業	5	0.0	5	0.0	0	0.0
投 資 的 経 費 計	9,601,593	8.4	11,956,796	10.5	△2,355,203	△19.7
公 債 費	15,927,128	14.1	15,961,953	14.0	△34,825	△0.2

積立金	676,870	0.6	761,235	0.7	△84,365	△11.1
投資及び出資金	1,378,941	1.2	1,495,829	1.3	△116,888	△7.8
貸付金	4,947,664	4.4	4,995,036	4.4	△47,372	△0.9
繰出金	9,461,975	8.4	8,602,356	7.6	859,619	10.0
合計	113,150,000	100.0	113,836,000	100.0	△686,000	△0.6

(2) 特別会計

(単位：千円、%)

会 計	平成19年度 当初予算(A)	平成18年度 当初予算(B)	比較増減 (A)-(B)	増減率
土地区画整理会計	1,916,135	1,550,601	365,534	23.6
市有林会計	159,191	182,173	△22,982	△12.6
市営墓地会計	37,681	71,483	△33,802	△47.3
中央卸売市場会計	653,106	664,437	△11,331	△1.7
農業集落排水会計	1,451,684	1,190,128	261,556	22.0
大森山動物園会計	552,161	374,866	177,295	47.3
廃棄物発電会計	149,282	149,649	△367	△0.2
国民健康保険事業会計	30,678,099	28,703,752	1,974,347	6.9
老人保健医療事業会計	31,555,832	29,969,386	1,586,446	5.3
母子寡婦福祉資金貸付事業会計	67,017	86,477	△19,460	△22.5
介護保険事業会計	18,144,534	16,842,007	1,302,527	7.7
合計	85,364,722	79,784,959	5,579,763	7.0

2 住民負担の状況

平成19年度当初予算における住民負担の状況

(単位：円、%)

区 分	平成19年度(A)		平成18年度(B)		比較増減 (A)-(B)
	一人当たり 負担額	構成比	一人当たり 負担額	構成比	
市 民 税	64,152	45.3	54,172	42.0	9,980
個 人	46,363	32.7	38,132	29.6	8,231
法 人	17,789	12.6	16,040	12.4	1,749
固 定 資 産 税	65,362	46.2	63,095	48.9	2,267
固 定 資 産 税	64,381	45.5	62,204	48.2	2,177
固定資産等所在市交付金	981	0.7	891	0.7	90
軽 自 動 車 税	1,301	0.9	1,221	0.9	80
市 た ば こ 税	6,613	4.7	6,612	5.1	1
鉦 産 税	21	0.0	22	0.0	△1
特 別 土 地 保 有 税	0	0.0	0	0.0	0
入 湯 税	102	0.1	62	0.1	40
事 業 所 税	4,004	2.8	3,916	3.0	88
合計	141,555	100.0	129,100	100.0	12,455

3 公営事業の概況

平成19年度秋田市病院事業会計予算

(総則)

第1条 平成19年度秋田市病院事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

- (1) 病 床 数 468床
- (2) 年 間 患 者 数
 - 入 院 146,766人
 - 外 来 303,310人
- (3) 一 日 平 均 患 者 数
 - 入 院 401人
 - 外 来 1,238人

(4) 主要な建設改良事業

駐車場・カルテ庫整備事業

一式

医療機械購入

7品目

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入

- 第1款 病 院 事 業 収 益 9,416,935千円
- 第1項 医 業 収 益 8,423,752千円
- 第2項 医 業 外 収 益 993,182千円
- 第3項 特 別 利 益 1千円

支 出

- 第1款 病 院 事 業 費 用 9,423,855千円
- 第1項 医 業 費 用 9,043,654千円
- 第2項 医 業 外 費 用 341,481千円

第3項 特別損失	36,720千円
第4項 予備費	2,000千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額392,607千円は当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額270千円及び過年度分損益勘定留保資金392,337千円で補てんするものとする。)

収 入	
第1款 資本的収入	572,520千円
第1項 企業債	272,000千円
第2項 出資金	300,520千円
支 出	
第1款 資本的支出	965,127千円
第1項 建設改良費	304,051千円
第2項 企業債償還金	661,076千円

(企業債)

第5条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	建設改良費
限度額	272,000千円
起債の方法	証書借入
利率	5.0%以内(ただし、利率見直し方式で借り入れる場合、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)
償還の方法	政府資金の場合はその融資条件による。銀行その他の場合は債権者と協議して定める。ただし財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、もしくは繰上償還又は低利に借換することができる。

(一時借入金)

第6条 一時借入金の限度額は、500,000千円と定める。(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第7条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費	4,715,271千円
(2) 交際費	500千円

(他会計からの補助金)

第8条 一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、158,126千円である。

(たな卸資産購入限度額)

第9条 たな卸資産の購入限度額は、1,580,000千円と定める。

平成19年度秋田市水道事業会計予算

(総則)

第1条 平成19年度秋田市水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 給水戸数	144,067戸
(2) 年間総配水量	40,891,849m ³
(3) 一日平均配水量	111,726m ³
(4) 主要な建設改良事業	
イ) 配水管整備工事	

配水管布設	11,833m
配水管布設替	13,844m

(ロ) 新都市水道整備工事

配水管布設	1,370m
-------	--------

(ハ) 施設改良工事

配水管布設	330m
仁井田雄和送水施設整備	一式

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入	
第1款 水道事業収益	7,786,760千円
第1項 営業収益	7,602,067千円
第2項 営業外収益	184,673千円
第3項 特別利益	20千円
支 出	
第1款 水道事業費用	7,596,853千円
第1項 営業費用	6,354,173千円
第2項 営業外費用	1,230,900千円
第3項 特別損失	9,980千円
第4項 予備費	1,800千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額2,455,475千円は当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額70,347千円、減債積立金54,904千円、過年度分損益勘定留保資金1,149,961千円、当年度分損益勘定留保資金1,180,263千円で補てんするものとする。)

収 入	
第1款 資本的収入	1,757,267千円
第1項 企業債	1,068,300千円
第2項 出資金	133,056千円
第3項 補助金	111,159千円
第4項 固定資産売却代金	10千円
第5項 負担金及び寄附金	444,742千円
支 出	
第1款 資本的支出	4,212,742千円
第1項 建設改良費	1,944,727千円
第2項 企業債償還金	2,268,015千円

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
老朽給水管解消に係る資金	平成19年度から	392千円
融資あっせん利子補給	平成24年度まで	

(企業債)

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	建設改良費
限度額	1,068,300千円
起債の方法	証書借入
利率	5.0%以内(ただし、利率見直し方式で借り入れる場合、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)
償還の方法	政府資金の場合はその融資条件による。銀行その他の場合は債権者と協議して定める。ただ

し財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、もしくは繰上償還又は低利に借換することができる。

(一時借入金)

第7条 一時借入金の限度額は、500,000千円と定める。

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第8条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

- (1) 職員給与費 1,713,533千円
- (2) 交際費 100千円

(他会計からの補助金)

第9条 一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、133,112千円である。

(利益剰余金の処分)

第10条 当年度末処分利益剰余金114,796千円は、次のとおり処分するものと定める。

- (1) 減債積立金 114,796千円

(たな卸資産購入限度額)

第11条 たな卸資産の購入限度額は、100,000千円と定める。

平成19年度秋田市下水道事業会計予算

(総則)

第1条 平成19年度秋田市下水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

- (1) 排水戸数 102,600戸
- (2) 年間総処理水量 41,335,234^m₃
- (3) 一日平均処理水量 112,937^m₃
- (4) 主要な建設改良事業
 - (イ) 管渠建設
 - 管渠布設 13,265m
 - 管渠布設替 1,777m
 - (ロ) ポンプ場建設
 - 馬場汚水中継ポンプ場施設整備 一式
 - (ハ) 処理場建設
 - 八橋終末処理場施設整備 一式

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入	
第1款 下水道事業収益	10,172,270千円
第1項 営業収益	7,873,922千円
第2項 営業外収益	2,298,346千円
第3項 特別利益	2千円
支 出	
第1款 下水道事業費用	10,004,378千円
第1項 営業費用	6,871,055千円
第2項 営業外費用	3,108,001千円
第3項 特別損失	22,772千円
第4項 予備費	2,550千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める
(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額3,961,415千円は当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額41,164千円、

減債積立金221,681千円、過年度分損益勘定留保資金219,447千円、当年度分損益勘定留保資金3,479,123千円で補てんするものとする。)

収 入

第1款 資本的収入	5,291,724千円
第1項 企業債	3,579,200千円
第2項 出資金	945,315千円
第3項 補助金	551,100千円
第4項 負担金	216,108千円
第5項 固定資産売却代金	1千円

支 出

第1款 資本的支出	9,253,139千円
第1項 建設改良費	3,426,457千円
第2項 企業債償還金	5,826,682千円

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
下水道事業基本計画作成業務委託	平成19年度から平成20年度まで	11,760千円
水洗便所改造資金利子補給	平成19年度から平成24年度まで	16,872千円
水洗便所改造資金損失補償	平成19年度から平成24年度まで	24,060千円

(企業債)

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	建設改良費及び企業債償還金
限 度 額	3,579,200千円
起債の方法	証書借入
利 率	5.0%以内(ただし、利率見直し方式で借り入れる場合、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)
償還の方法	政府資金の場合はその融資条件による。銀行その他の場合は債権者と協議して定める。ただし財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、もしくは繰上償還又は低利に借換することができる。

(一時借入金)

第7条 一時借入金の限度額は、7,000,000千円と定める。

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第8条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

- (1) 職員給与費 729,116千円

(他会計からの補助金)

第9条 一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、2,297,445千円である。

(利益剰余金の処分)

第10条 当年度末処分利益剰余金126,728千円は、次のとおり処分するものと定める。

- (1) 減債積立金 126,728千円

II 平成18年度下半期の執行状況

1 収入および支出の概況

(1) 一般会計

① 歳入の状況

(平成19年3月31日現在) (単位:千円、%)

区 分	予算現額(A)	上期収入額(B)	下期収入額(C)	合 計 (D)=(B)+(C)	収入率 (D)/(A)
市 税	43,457,454	22,586,549	19,010,809	41,597,358	95.7
地 方 譲 与 税	3,457,099	1,462,162	1,626,385	3,088,547	89.3
利 子 割 交 付 金	126,609	54,674	77,186	131,860	104.1
配 当 割 交 付 金	67,431	29,383	54,336	83,719	124.2
株 式 等 譲 渡 所 得 割 交 付 金	55,797	122	49,525	49,647	89.0
地 方 消 費 税 交 付 金	3,253,003	1,951,505	1,417,197	3,368,702	103.6
ゴ ル フ 場 利 用 税 交 付 金	84,917	23,513	63,404	86,917	102.4
自 動 車 取 得 税 交 付 金	340,412	122,813	236,134	358,947	105.4
国 有 提 供 施 設 等 所 在 市 助 成 交 付 金	9,450	—	9,450	9,450	100.0
地 方 特 例 交 付 金	1,155,894	1,155,894	—	1,155,894	100.0
地 方 交 付 税	21,460,210	15,216,527	6,835,839	22,052,366	102.8
交 通 安 全 対 策 特 別 交 付 金	110,000	64,148	36,737	100,885	91.7
分 担 金 及 び 負 担 金	1,077,976	372,327	479,372	851,699	79.0
使 用 料 及 び 手 数 料	2,211,390	1,112,075	955,368	2,067,443	93.5
国 庫 支 出 金	13,213,331	4,410,391	5,718,932	10,129,323	76.7
県 支 出 金	4,359,896	634,283	2,482,992	3,117,275	71.5
財 産 収 入	452,291	169,516	323,870	493,386	109.1
寄 附 金	15,205	1,210	14,305	15,515	102.0
繰 入 金	2,604,503	—	532,872	532,872	20.5
繰 越 金	1,636,036	1,636,036	—	1,636,036	100.0
諸 収 入	6,097,881	412,513	5,376,288	5,788,801	94.9
市 債	12,174,600	195,700	3,570,200	3,765,900	30.9
合 計	117,421,385	51,611,341	48,871,201	100,482,542	85.6

※収入額には前年度からの繰越分を含む。

② 歳出の状況

(平成19年3月31日現在) (単位:千円、%)

区 分	予算現額(A)	上期支出額(B)	下期支出額(C)	合 計 (D)=(B)+(C)	支出率 (D)/(A)
議 会 費	753,054	371,372	374,894	746,266	99.1
総 務 費	14,444,565	5,939,029	6,125,743	12,064,772	83.5
民 生 費	31,049,502	10,846,861	14,153,648	25,000,509	80.5
衛 生 費	9,134,551	3,959,343	4,220,179	8,179,522	89.5
労 働 費	415,705	324,415	82,159	406,574	97.8
農 林 水 産 業 費	2,158,392	545,832	1,084,014	1,629,846	75.5
商 工 費	5,978,566	4,590,628	833,802	5,424,430	90.7
土 木 費	22,095,483	9,283,460	7,789,182	17,072,642	77.3
消 防 費	3,290,839	1,463,940	1,696,453	3,160,393	96.0
教 育 費	12,093,377	4,817,568	5,570,394	10,387,962	85.9
災 害 復 旧 費	29,428	6,714	11,702	18,416	62.6
公 債 費	15,857,230	6,319,825	7,952,537	14,272,362	90.0
諸 支 出 金	54,731	50,040	450	50,490	92.3
予 備 費	65,962	—	—	—	0.0
合 計	117,421,385	48,519,027	49,895,157	98,414,184	83.8

※支出額には前年度からの繰越分を含む。

(2) 特別会計

① 歳入の状況

(平成19年3月31日現在) (単位:千円、%)

区 分	予算現額(A)	上期収入額(B)	下期収入額(C)	合 計 (D)=(B)+(C)	収入率 (D)/(A)
土地区画整理会計	1,939,001	197,808	547,546	745,354	38.4
市有林会計	162,695	9,915	132,800	142,715	87.7
市営墓地会計	71,483	35,242	6,189	41,431	58.0
中央卸売市場会計	661,417	168,940	449,070	618,010	93.4
農業集落排水会計	1,333,314	493,910	456,013	949,923	71.2
大森山動物園会計	378,717	60,504	310,695	371,199	98.0
廃棄物発電会計	163,335	96,873	72,686	169,559	103.8
国民健康保険事業会計	28,471,565	8,642,728	16,650,266	25,292,994	88.8
老人保健医療事業会計	31,509,271	12,501,966	14,932,229	27,434,195	87.1
母子寡婦福祉資金貸付事業会計	86,477	88,591	40,153	128,744	148.9
介護保険事業会計	17,097,674	7,173,859	6,820,045	13,993,904	81.8
合 計	81,874,949	29,470,336	40,417,692	69,888,028	85.4

※収入額には前年度からの繰越分を含む。

② 歳出の状況

(平成19年3月31日現在) (単位:千円、%)

区 分	予算現額(A)	上期支出額(B)	下期支出額(C)	合 計 (D)=(B)+(C)	支出率 (D)/(A)
土地区画整理会計	1,939,001	741,870	812,545	1,554,415	80.2
市有林会計	162,695	112,979	24,940	137,919	84.8
市営墓地会計	71,483	22,544	34,060	56,604	79.2
中央卸売市場会計	661,417	343,001	274,583	617,584	93.4
農業集落排水会計	1,333,314	627,589	390,395	1,017,984	76.3
大森山動物園会計	378,717	177,250	179,025	356,275	94.1
廃棄物発電会計	163,335	36,659	43,498	80,157	49.1
国民健康保険事業会計	28,471,565	11,014,706	14,777,400	25,792,106	90.6
老人保健医療事業会計	31,509,271	13,398,487	15,380,476	28,778,963	91.3
母子寡婦福祉資金貸付事業会計	86,477	23,261	24,417	47,678	55.1
介護保険事業会計	17,097,674	6,770,288	8,605,008	15,375,296	89.9
合 計	81,874,949	33,268,634	40,546,347	73,814,981	90.2

※支出額には前年度からの繰越分を含む。

2 一時借入金の現在高(一般会計、特別会計)

平成19年3月31日現在、一時借入金の現在高 20億円

3 公営事業の経理の概況

(1) 秋田市病院事業の経理の状況

① 予算の執行状況

ア 収益的収支

収 入

(単位:千円、%)

科 目	予 算 額(A)	上期収入額(B)	下期収入額(C)	合 計 (D)=(B)+(C)	収 入 率 (D)/(A)
病院事業収益	9,291,938	4,844,830	4,310,604	9,155,434	98.5
医業収益	8,145,448	4,052,163	3,946,930	7,999,093	98.2
医業外収益	1,145,490	792,465	362,971	1,155,436	100.9
特別利益	1,000	202	703	905	90.5

支 出

(単位:千円、%)

科 目	予 算 額(A)	上期支出額(B)	下期支出額(C)	合 計 (D)=(B)+(C)	支 出 率 (D)/(A)
病院事業費用	9,334,842	4,192,260	5,072,143	9,264,403	99.2
医業費用	8,926,683	4,051,191	4,814,615	8,865,806	99.3

医 業 外 費 用	375,059	134,363	235,921	370,284	98.7
特 別 損 失	31,100	6,706	21,607	28,313	91.0
予 備 費	2,000	—	—	—	0.0

イ 資本的収支

収 入

(単位：千円、%)

科 目	予 算 額(A)	上期収入額(B)	下期収入額(C)	合 計 (D)=(B)+(C)	収 入 率 (D)÷(A)
資 本 的 収 入	828,137	140,094	688,042	828,136	100.0
企 業 債	553,400	—	553,400	553,400	100.0
出 資 金	274,310	140,094	134,216	274,310	100.0
固 定 資 産 売 却 代 金	427	—	426	426	99.8

支 出

(単位：千円、%)

科 目	予 算 額(A)	上期支出額(B)	下期支出額(C)	合 計 (D)=(B)+(C)	支 出 率 (D)÷(A)
資 本 的 支 出	1,196,022	345,616	844,937	1,190,553	99.5
建 設 改 良 費	607,417	77,383	524,565	601,948	99.1
企 業 債 償 還 金	588,605	268,233	320,372	588,605	100.0

② 秋田市病院事業会計試算表 (平成19年3月31日現在)

(単位：円)

借 方	勘 定 科 目	貸 方
	(固 定 資 産)	
6,137,298,501	有 形 固 定 資 産	
706,500	無 形 固 定 資 産	
	(流 動 資 産)	
631,922,756	現 金 ・ 預 金	
1,558,200,045	未 収 金 券 品	
100,000	有 価 証 券 品	
47,716,594	貯 蔵 品	
	(繰 延 勘 定)	
41,390,000	退 職 給 与 金	
	(固 定 負 債)	
	引 当 金	5,500,000
	(流 動 負 債)	
	未 払 金	748,801,641
	預 り 金	38,786,184
	(資 本 金)	
	自 己 資 本 金	4,618,379,797
	借 入 資 本 金	5,840,144,809
	(剰 余 金)	
	資 本 剰 余 金	430,969,922
3,153,297,250	欠 損 金	
	(病 院 事 業 収 益)	
	医 業 収 益	7,990,106,079
	医 業 外 収 益	1,152,908,654
	特 別 利 益	905,317
	(病 院 事 業 費 用)	
8,760,892,279	医 業 費 用	
466,665,545	医 業 外 費 用	
28,312,933	特 別 損 失	
20,826,502,403	合 計	20,826,502,403

(2) 秋田市水道事業の経理の状況

① 予算の執行状況

ア 収益的収支

収 入

(単位：千円、%)

科 目	予 算 額(A)	上期収入額(B)	下期収入額(C)	合 計 (D)=(B)+(C)	収 入 率 (D)/(A)
上水道事業収益	7,461,066	3,815,919	3,649,119	7,465,038	100.1
営業収益	7,364,407	3,776,055	3,581,842	7,357,897	99.9
営業外収益	91,522	39,864	61,171	101,035	110.4
特別利益	5,137	—	6,106	6,106	118.9
簡易水道事業収益	325,678	126,350	211,560	337,910	103.8
営業収益	246,553	126,350	132,435	258,785	105.0
営業外収益	79,125	—	79,125	79,125	100.0
合 計	7,786,744	3,942,269	3,860,679	7,802,948	100.2

支 出

(単位：千円、%)

科 目	予 算 額(A)	上期支出額(B)	下期支出額(C)	合 計 (D)=(B)+(C)	支 出 率 (D)/(A)
上水道事業費用	7,201,014	2,042,086	5,148,990	7,191,076	99.9
営業費用	5,922,604	1,430,845	4,485,925	5,916,770	99.9
営業外費用	1,229,160	605,909	623,250	1,229,159	100.0
特別損失	48,570	5,332	39,815	45,147	93.0
予備費	680	—	—	—	0.0
簡易水道事業費用	419,277	109,862	308,568	418,430	99.8
営業費用	301,080	48,563	252,249	300,812	99.9
営業外費用	117,317	61,036	56,280	117,316	100.0
特別損失	880	263	39	302	34.3
合 計	7,620,291	2,151,948	5,457,558	7,609,506	99.9

※支出額には前年度からの繰越分を含む。

イ 資本的収支

収 入

(単位：千円、%)

科 目	予 算 額(A)	上期収入額(B)	下期収入額(C)	合 計 (D)=(B)+(C)	収 入 率 (D)/(A)
上水道資本的収入	2,431,208	777,147	1,633,017	2,410,164	99.1
企業債	1,588,200	585,800	996,300	1,582,100	99.6
出資金	106,660	32,524	74,136	106,660	100.0
補助金	280,888	—	280,888	280,888	100.0
固定資産売却代金	32	—	161	161	503.1
負担金及び寄附金	455,428	158,823	281,532	440,355	96.7
簡易水道資本的収入	706,073	3,402	702,672	706,074	100.0
企業債	378,800	—	378,800	378,800	100.0
出資金	91,068	—	91,068	91,068	100.0
補助金	224,132	—	224,132	224,132	100.0
負担金及び寄附金	12,073	3,402	8,672	12,074	100.0
合 計	3,137,281	780,549	2,335,689	3,116,238	99.3

※収入額には前年度からの繰越分を含む。

支 出

(単位：千円、%)

科 目	予 算 額(A)	上期支出額(B)	下期支出額(C)	合 計 (D)=(B)+(C)	支 出 率 (D)/(A)
上水道資本的支出	4,887,596	1,191,871	3,596,975	4,788,846	98.0
建設改良費	2,800,678	198,633	2,503,295	2,701,928	96.5
企業債償還金	2,086,918	993,238	1,093,680	2,086,918	100.0

簡易水道資本的支出	803,638	9,627	793,407	803,034	99.9
建設改良費	621,854	—	621,251	621,251	99.9
企業債償還金	181,784	9,627	172,156	181,783	100.0
合計	5,691,234	1,201,498	4,390,382	5,591,880	98.3

※支出額には前年度からの繰越分を含む。

② 秋田市水道事業会計試算表（平成19年3月31日現在）

（単位：円）

借 方	勘 定 科 目	貸 方
	（ 固 定 資 産 ）	
60,619,031,817	有形固定資産	
4,499,874,131	無形固定資産	
	（ 流 動 資 産 ）	
3,594,075,071	現金・預金	
759,219,768	未収金	
43,930,182	貯蔵品	
11,570,000	前払金	
2,274,000	その他流動資産	
	（ 固 定 負 債 ）	
	引当金	1,934,915,467
	（ 流 動 負 債 ）	
	未払金	1,032,177,915
	未預り金	192,388,433
	その他流動負債	2,274,000
	（ 資 本 金 ）	
	自己資本金	6,298,815,016
	借入資本金	31,690,905,652
	（ 剰 余 金 ）	
	資本金剰余金	27,891,325,078
	利益剰余金	400,573,329
	（ 上 水 道 事 業 収 益 ）	
	営業収益	7,017,467,038
	営業外収益	100,939,002
	特別利益	6,090,335
	（ 上 水 道 事 業 費 用 ）	
5,817,708,909	営業費用	
1,091,007,947	営業外費用	
43,019,058	特別損失	
	（ 簡 易 水 道 事 業 収 益 ）	
	営業収益	247,852,000
	営業外収益	79,125,000
	（ 簡 易 水 道 事 業 費 用 ）	
295,533,690	営業費用	
117,315,757	営業外費用	
287,935	特別損失	
76,894,848,265	合計	76,894,848,265

(3) 秋田市下水道事業の経理の状況

① 予算の執行状況

ア 収益的収支

収 入

（単位：千円、％）

科 目	予 算 額(A)	上期収入額(B)	下期収入額(C)	合 計 (D)=(B)+(C)	収 入 率 (D)÷(A)
下 水 道 事 業 収 益	10,049,156	7,025,941	3,091,599	10,117,540	100.7
営 業 収 益	7,598,423	4,919,274	2,703,659	7,622,933	100.3

営業外収益	2,386,953	2,056,305	332,926	2,389,231	100.1
特別利益	63,780	50,362	55,014	105,376	165.2

支 出 (単位：千円、%)

科 目	予 算 額(A)	上期支出額(B)	下期支出額(C)	合 計 (D)=(B)+(C)	支 出 率 (D)/(A)
下水道事業費用	9,735,189	2,330,841	7,334,293	9,665,134	99.3
営業費用	6,532,858	939,461	5,557,664	6,497,125	99.5
営業外費用	3,153,596	1,361,430	1,770,059	3,131,489	99.3
特別損失	46,185	29,950	6,570	36,520	79.1
予備費	2,550	—	—	—	0.0

イ 資本的収支

収 入 (単位：千円、%)

科 目	予 算 額(A)	上期収入額(B)	下期収入額(C)	合 計 (D)=(B)+(C)	収 入 率 (D)/(A)
資本的収入	10,441,128	2,550,952	6,241,391	8,792,343	84.2
企業債	6,763,600	1,299,400	4,428,800	5,728,200	84.7
出資金	1,023,741	511,872	511,869	1,023,741	100.0
補助金	2,061,000	528,800	1,089,200	1,618,000	78.5
負担金	590,779	210,880	209,514	420,394	71.2
固定資産売却代金	2,008	—	2,008	2,008	100.0

※収入額には前年度からの繰越分を含む。

支 出 (単位：千円、%)

科 目	予 算 額(A)	上期支出額(B)	下期支出額(C)	合 計 (D)=(B)+(C)	支 出 率 (D)/(A)
資本的支出	14,351,268	6,441,264	6,019,766	12,461,030	86.8
建設改良費	8,263,186	3,008,998	3,363,950	6,372,948	77.1
企業債償還金	6,088,082	3,432,266	2,655,816	6,088,082	100.0

※支出額には前年度からの繰越分を含む。

② 秋田市下水道事業会計試算表 (平成19年3月31日現在)

(単位：円)

借 方	勘 定 科 目	貸 方
186,705,584,144	(固 定 資 産)	
9,853,394,207	有 形 固 定 資 産	
	無 形 固 定 資 産	
	(流 動 資 産)	
1,090,334,543	現 金 ・ 預 金	
1,816,261,517	未 収 金	
332,180,000	前 払 金	
2,024,000	そ の 他 流 動 資 産	
	(固 定 負 債)	
	企 業 債	694,381,512
	引 当 金	192,495,000
	(流 動 負 債)	
	未 払 金	1,929,475,485
	そ の 他 流 動 負 債	2,888,726
	(資 本 金)	
	自 己 資 本 金	14,761,624,060
	借 入 資 本 金	102,587,910,657
	(剰 余 金)	
	資 本 剰 余 金	79,031,410,812
	利 益 剰 余 金	268,646,564

	(下 水 道 事 業 収 益)	
	営 業 収 益	7,371,611,380
	営 業 外 収 益	2,389,220,255
	特 別 利 益	100,368,144
	(下 水 道 事 業 費 用)	
6,378,741,209	営 業 費 用	
3,116,453,449	営 業 外 費 用	
35,059,526	特 別 損 失	
209,330,032,595	合 計	209,330,032,595

秋田市公告

次のとおり入札を執行するので、下記により入札参加希望者を

公募する。

平成19年 6月29日

秋田市長 佐 竹 敬 久

1 入札に付する事項

(1) 入札に付する業務は下記のとおりである。

業 務 名	履行場所	期 間	入 札 参 加 要 件
秋田市立小・中学校石油ストーブ分解整備および点検（小学校【1】）	日新小学校、浜田小学校、仁井田小学校、四ツ小屋小学校、上北手小学校、下浜小学校、大住小学校	平成19年 7月26日 ～10月 5日	①秋田市内に本店、支店、営業所を有する者又は秋田市内に個人で事業所を有する者であること。 ②石油ストーブの分解整備および点検業務の実績がある者であること。 ③消防庁の外郭団体である(財)日本石油燃焼器機保守協会が認定する「石油機器技術管理士」の資格を有する者が在籍していること。 ④租税に滞納がないこと。
秋田市立小・中学校石油ストーブ分解整備および点検（小学校【2】）	明德小学校、築山小学校、中通小学校、旭南小学校、牛島小学校、川尻小学校、泉小学校		
秋田市立小・中学校石油ストーブ分解整備および点検（小学校【3】）	旭川小学校、広面小学校、太平小学校、下北手小学校、豊岩小学校、東小学校、桜小学校		
秋田市立小・中学校石油ストーブ分解整備および点検（小学校【4】）	港北小学校、外旭川小学校、飯島小学校、下新城小学校、上新城小学校、金足東小学校、金足西小学校、八橋小学校		
秋田市立小・中学校石油ストーブ分解整備および点検（小学校【5】）	岩見三内小学校、河辺小学校、戸島小学校、川添小学校、種平小学校、戸米川小学校、大正寺小学校		
秋田市立小・中学校石油ストーブ分解整備および点検（中学校【1】）	土崎中学校、外旭川中学校、秋田北中学校、上新城中学校、泉中学校、將軍野中学校		
秋田市立小・中学校石油ストーブ分解整備および点検（中学校【2】）	秋田西中学校、豊岩中学校、下浜中学校、勝平中学校、御野場中学校、雄和中学校		
秋田市立小・中学校石油ストーブ分解整備および点検（中学校【3】）	秋田東中学校、秋田南中学校、下北手中学校、城東中学校、城南中学校、岩見三内中学校		

(2) 上記業務に係る基本的な入札参加要件

- ア 地方自治法施行令第167条の4第1項および第2項各号の規定による制限を受ける者でないこと。
- イ 本市の指名停止期間中の者でないこと。

2 入札に関する事項

入札の日時 平成19年 7月20日(金) 午前 9 時30分
 入札の場所 秋田市山王二丁目 1番53号 山王21ビル 4階
 秋田市教育委員会「教育委員会室」
 入札保証金 免除

契 約 日 平成19年 7月23日(月)

- 注 意 事 項
- (1) 秋田市財務規則および入札心得を遵守のうえ、入札に参加すること。
 - (2) 落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときはその端数金額を切り捨てた額）を落札価格とするので、消費税および地方消費税に係る課税・免税事業者であるか否かを問わず、見積

- もった契約希望金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- (3) 入札執行回数は、2回を限度とする。
- 3 入札参加申し込みに関する事項
- (1) 本入札に参加を希望する者は、平成19年7月11日(木)までに、次に掲げる書類(以下「申込書等」という。)を提出し、入札参加資格の審査を受けなければならない。
- ア 公募型指名競争入札参加申込書(様式1(省略))
- イ 営業経歴書(様式2(省略))
- ウ 石油ストープ分解整備および点検業務実績調書(様式3(省略))
- エ 納税証明書
- ・消費税(税務署で、『未納税額のないこと用(その3)』の発行を受けること。)
 - ・秋田市に納めた法人市民税(個人営業の方は個人市民税)
 - ・秋田市に納めた固定資産税
- ※消費税・法人市民税は、直近の営業年度のもの。固定資産税・個人市民税は、平成18年度のもの
- ※納税証明書に代わって、各納付書の写しあるいは、固定資産税および個人市民税を口座振替により納付している場合は、納税課で交付する「市税口座振替納付済みのお知らせ」の提出でも可
- ※個人営業の方で、個人市民税が非課税の場合は非課税証明書
- オ 住民票(法人にあっては登記簿謄本)
- カ 「石油機器技術管理士」の資格証の写し
- (2) 申込書等の提出
- 申込書等は持参によることとし、郵送又は電送によるものは受け付けない。なお、入札に付する業務のうち、2つ以上の業務に応募する場合、イからカの申込書等は、各1部でよいものとする。
- (3) 申込書等の受付
- 申込書等は、次のとおり受け付ける。
- ア 受付期間 平成19年7月2日(月)から平成19年7月11日(木)までの土曜日および日曜日を除く毎日、午前9時から午後4時まで
- イ 受付場所 秋田市教育委員会総務課 企画経理担当
- ウ 申込用紙 秋田市教育委員会総務課又は秋田市ホームページから入手のこと。
- 4 指名に関する事項
- (1) 入札参加希望者のうち、入札参加資格を満たしている者に、指名通知する。
- (2) 提出された申込書等の審査の結果等により、指名されない場合がある。その者には選定結果通知により、その旨を連絡する。
- (3) 指名通知および選定結果の通知については、平成19年7月13日(金)午後に行う。
- 5 設計書および仕様書の閲覧に関する事項
- (1) 閲覧期間は、平成19年7月2日(月)から平成19年7月11日(木)までの土曜日および日曜日を除く毎日、午前9時から午後4時までとする。
- (2) 閲覧場所 秋田市山王二丁目1番53号 山王21ビル3階 秋田市教育委員会総務課企画経理担当
- 6 その他
- (1) 申込書等の作成に係る費用は、申請者の負担とする。

- (2) 提出された申込書等は、返却しない。
- (3) 申込書等の提出に関する問い合わせ先
秋田市教育委員会総務課企画経理担当
電話 018-826-9023

秋田市公告

(仮称)北部地域市民サービスセンター建設基本計画策定業務委託について、次のとおりプロポーザルの提出を招請します。

平成19年6月29日

秋田市長 佐 竹 敬 久

1 業務概要

- (1) 業務名 (仮称)北部地域市民サービスセンター建設基本計画策定業務
- (2) 業務内容 (仮称)北部地域市民サービスセンター建設基本計画策定
- (3) 履行期限 平成20年3月24日

2 参加資格

プロポーザルの提出者は、次の要件を全て満たす者又は、(2)の者同士による共同企業体(JV)となることにより、(2)を除く次の要件をすべて満たす場合とする。ただし、共同企業体の場合は、「建設コンサルタント業務における共同設計方式の取扱いについて(平成10年12月10日建設省通達)」の3の設計共同体協定書を締結していることとする。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 本市における設計業務に係る秋田市に本社を有する入札参加有資格者であること。
- (3) 市長から、建設コンサルタント業務等に関し指名停止を受けている期間中でないこと。
- (4) 建築士法(昭和25年法律第202号)第23条の規定に基づく一級建築士事務所の登録を行っていること。
- (5) 過去10年間に建設省告示第1206号(昭和54年)別表第1の第2類の設計実績があること。(同告示における別表第2-1設計のうち(1)建築(総合)・基本設計もしくは(2)建築(総合)・実施設計に関する業務実績に限る。ただし、単独、JV、協力事務所としての参画等の受注形態は問わないものとする。)なお、工事中の実績も含める。
- (6) 建築士法第2条第2項に規定する一級建築士の意匠担当者を2名以上有すること。
- (7) 常勤職員を5名以上有すること。

3 技術提案書の提出者を選定するための基準

- (1) 専門分野別の技術職員の状況
- (2) 同種又は類似の業務の実績
- (3) 配置予定の技術者の資格、経歴、手持ち業務の状況
- (4) 当該業務の実施体制(再委託又は技術協定の予定を含む。)
- (5) 受賞実績

4 技術提案書を特定するための評価基準

- (1) 技術職員の経験および能力
配置予定者の技術者の資格、同種又は類似業務の実績の内容、手持ち業務の状況、担当した業務の業務成績
- (2) 業務実施方針および手法
説明書の理解度、実施方針の妥当性、特定テーマに対する技術提案の的確性・独創性・実現性、実施手法の妥当性

5 手続等

- (1) 担当部局

〒010-8560 秋田市山王一丁目1番1号
 秋田市企画調整部市民協働・地域分権推進室
 電話 018-866-2037 F A X 018-866-4930

- (2) 説明書の交付期間、方法および場所
- ア 交付期間 平成19年6月29日(金)から平成19年7月9日(月)まで
- イ 交付方法 各種関係資料については、秋田市ホームページからのダウンロードを原則とする。なお、担当室においても来室者に窓口配布する。(ただし、窓口配布は、土曜日、日曜日および祝休日を除く日の午前8時30分から午後5時15分までとする。)
 秋田市ホームページ
<http://www.city.akita.akita.jp/city/pl/cc/tosinai/siminsenter/default.htm>
- ウ 交付場所 上記5(1)に同じ。
- (3) 参加表明書の提出期限、提出場所および方法
- ア 提出期限 平成19年7月9日(月) 午後5時15分まで
- イ 提出場所 上記5(1)に同じ。
- ウ 提出方法 持参(土曜日、日曜日および祝休日を除く日の午前8時30分から午後5時15分までとする。)、郵送(書留郵便に限る。提出期限までに必着のこと。)、もしくは電送、電子メールで提出すること。ただし、電送又は電子メールの場合は、着信を確認すること。
 (電子メールアドレス ro-plcc@city.akita.akita.jp)
- (4) 技術提案書の提出期限、提出場所および方法
- ア 提出期限 平成19年8月2日(木) 午後5時15分まで
- イ 提出場所 上記5(1)に同じ。
- ウ 提出方法 持参(土曜日、日曜日および祝休日を除く日の午前8時30分から午後5時15分までとす

る。)、郵送(書留郵便に限る。提出期限までに必着のこと。)、もしくは電送、電子メールで提出すること。ただし、電送又は電子メールの場合は、着信を確認すること。
 (電子メールアドレス ro-plcc@city.akita.akita.jp)

- 6 その他
- (1) 契約保証金 契約時に業務完了保証人を付することとし、契約保証金は、免除する。
- (2) 契約書作成の要否 要
- (3) 当該業務に直接関連する他の設計業務の委託契約を当該業務の委託契約の相手方との随意契約により締結する予定の有無(基本設計および実施設計業務)本業務は、上記随意契約予定の基本設計および実施設計業務の予定業務量を含めた業務量をもって、簡易公募型の手続とするものである。ただし、当該業務が適正に執行されないとき(依頼者の指示に従わない、又は仕様書に求めている成果品が得られないなど)には、この限りでないものとする。
- (4) 関連情報を入手するための照会窓口 上記5(1)に同じ。
- (5) 詳細は、説明書(実施要領)による。

選 管 公 告

秋市選管公告

平成18年度における秋田市選挙人名簿抄本の閲覧状況は別紙のとおりであるので、秋田市選挙人名簿の抄本の閲覧に関する事務処理要綱第9条の規定により公告する。

平成19年6月22日

秋田市選挙管理委員会

委員長 古 谷 隆 一

平成18年度における秋田市選挙人名簿抄本閲覧状況

①

閲覧の年月日	平成18年4月19日
申出者の氏名	読売新聞東京本社 編集局 世論調査部長 尾崎 和 典
申出者が法人である場合にあっては、その主たる事務所の所在地	東京都千代田区大手町一丁目7-1
利用目的の概要	読売新聞が全国の有権者を対象に実施する世論調査の調査対象者の抽出
閲覧に係る選挙人の範囲	第5投票区、第56投票区の選挙人

②

閲覧の年月日	平成18年4月20日
申出者の氏名	(株)日経リサーチ 代表取締役会長兼社長 後藤 克彦
申出者が法人である場合にあっては、その主たる事務所の所在地	東京都千代田区神田司町二丁目2番地7
利用目的の概要	「第26回生活意識に関するアンケート調査」の調査対象者の抽出
閲覧に係る選挙人の範囲	第12投票区の選挙人

③

閲覧の年月日	平成18年6月19日、平成18年6月20日
申出者の氏名	(株)サーベイリサーチセンター 代表取締役 藤澤 士朗
申出者が法人である場合にあっては、その主たる事務所の所在地	東京都荒川区西日暮里二丁目40番10号

利用目的の概要	秋田の森林づくりに関する県民アンケートの送付先の抽出
閲覧に係る選挙人の範囲	第1投票区～第121投票区の選挙人

④

閲覧の年月日	平成18年9月8日
申出者の氏名	共同通信社 代表取締役社長 石川 聰
申出者が法人である場合にあっては、その主たる事務所の所在地	東京都港区東新橋一丁目7-1
利用目的の概要	世論調査の調査対象者抽出
閲覧に係る選挙人の範囲	第37投票区、第83投票区の選挙人

⑤

閲覧の年月日	平成18年9月12日
申出者の氏名	㈱日本リサーチセンター 調査部長 大澤 秀子
申出者が法人である場合にあっては、その主たる事務所の所在地	東京都中央区日本橋本町二丁目7-1
利用目的の概要	世帯における家計の消費状況調査対象者の抽出
閲覧に係る選挙人の範囲	第51投票区の選挙人

⑥

閲覧の年月日	平成18年9月14日
申出者の氏名	㈱サーベイリサーチセンター 代表取締役 藤澤 士朗
申出者が法人である場合にあっては、その主たる事務所の所在地	東京都荒川区西日暮里二丁目40番10号
利用目的の概要	旅行・観光消費動向調査対象者の抽出
閲覧に係る選挙人の範囲	第37投票区、第76投票区の選挙人

⑦

閲覧の年月日	平成18年9月15日
申出者の氏名	社団法人 中央調査社 会長 若林 清造
申出者が法人である場合にあっては、その主たる事務所の所在地	東京都中央区銀座六丁目16-12
利用目的の概要	第6回生活と意識についての国際比較調査対象者の抽出
閲覧に係る選挙人の範囲	第8投票区の選挙人

⑧

閲覧の年月日	平成18年10月10日～平成18年10月13日
申出者の氏名	佐々木 晃 二
申出者が法人である場合にあっては、その主たる事務所の所在地	
利用目的の概要	後援会名簿との照合、確認
閲覧に係る選挙人の範囲	第1投票区～第121投票区の選挙人

⑨

閲覧の年月日	平成18年10月19日
申出者の氏名	㈱ワイズマンコンサルティング 代表取締役 南 館 伸 和
申出者が法人である場合にあっては、その主たる事務所の所在地	岩手県盛岡市盛岡駅西通二丁目9-1
利用目的の概要	秋田県 健康づくりに関する調査対象者の抽出
閲覧に係る選挙人の範囲	第1投票区～第121投票区の選挙人

⑩

閲覧の年月日	平成18年10月31日
申出者の氏名	㈱日本リサーチセンター 調査部長 大澤 秀子

申出者が法人である場合にあっては、その主たる事務所の所在地	東京都中央区日本橋本町二丁目7-1
利用目的の概要	家計消費状況調査対象者の抽出
閲覧に係る選挙人の範囲	第60投票区の選挙人

⑪

閲覧の年月日	平成18年12月6日
申出者の氏名	佐々木 晃 二
申出者が法人である場合にあっては、その主たる事務所の所在地	
利用目的の概要	後援会報を送付するため会員の住所移転等の確認
閲覧に係る選挙人の範囲	第1、2、3、4、6、9、10、11、12、13、16、17、18、19、27、40、57、58、59、60、63、76、78、79、85、87、89投票区の選挙人

⑫

閲覧の年月日	平成18年12月13日～平成18年12月15日、平成18年12月18日
申出者の氏名	高 橋 智 徳
申出者が法人である場合にあっては、その主たる事務所の所在地	
利用目的の概要	後援会員の住所移動の確認
閲覧に係る選挙人の範囲	第1投票区～第89投票区の選挙人

⑬

閲覧の年月日	平成18年12月25日
申出者の氏名	総務省秋田行政評価事務所
申出者が法人である場合にあっては、その主たる事務所の所在地	
利用目的の概要	健康食品の表示等に関する調査対象者の抽出
閲覧に係る選挙人の範囲	第4、8、12、16、20、24、28、32、36、40、44、48、52、56、60、64、68、72、76、80投票区の選挙人

⑭

閲覧の年月日	平成19年2月7日
申出者の氏名	読売新聞東京本社 編集局 世論調査部長 尾 崎 和 典
申出者が法人である場合にあっては、その主たる事務所の所在地	東京都千代田区大手町一丁目7-1
利用目的の概要	全国の有権者を対象に実施する世論調査の調査対象者の抽出
閲覧に係る選挙人の範囲	第18投票区、第78投票区の選挙人

⑮

閲覧の年月日	平成19年2月9日
申出者の氏名	朝日新聞秋田総局 坂 野 康 郎
申出者が法人である場合にあっては、その主たる事務所の所在地	秋田市山王二丁目1-46
利用目的の概要	政治意識調査の調査対象者の抽出
閲覧に係る選挙人の範囲	第13投票区の選挙人

⑯

閲覧の年月日	平成19年2月15日
申出者の氏名	社団法人 新情報センター 事務局長 平 谷 伸 次
申出者が法人である場合にあっては、その主たる事務所の所在地	東京都渋谷区恵比寿一丁目13-6
利用目的の概要	政治・選挙に関する意識についての世論調査の対象者名簿作成
閲覧に係る選挙人の範囲	第80投票区の選挙人

⑰

閲覧の年月日	平成19年2月27日
申出者の氏名	㈱日本リサーチセンター 取締役社長 鈴木 稲 博
申出者が法人である場合にあっては、その主たる事務所の所在地	東京都中央区日本橋本町二丁目7-1
利用目的の概要	統計調査「家計消費状況調査」の調査対象者の抽出
閲覧に係る選挙人の範囲	第80投票区の選挙人

上下水道局公告

秋田市上下水道局公告

次のとおり入札を執行するので、下記により入札参加希望者を

公募する。

平成19年6月1日

秋田市上下水道事業管理者 内 山 真 次

1 入札に付する事項

(1) 入札に付する修繕は、下記のとおりである。

修繕番号・修繕名	修 繕 場 所	履 行 期 限	入 札 参 加 要 件
第4号 雄和新波污水ポンプ 施設制御盤修繕	秋田市雄和新波字清水 木地内	平成19年9月28日	次の①～②の要件を満たしていること。 ①電気工事A級又はB級 ②秋田県内において過去10年以内に公共下水道又は農業集落排水のマンホールポンプ設備工事の元請又は下請実績があること。 (基本的要件については別に記載)

(2) 上記修繕に係る基本的な入札参加要件

ア 前項の入札参加要件で、「電気工事A級又はB級」とあるのは、秋田市内に本社を有する業者で、秋田市財政部契約課に入札参加資格審査申請書を提出し、秋田市財政部契約課から電気工事のA級又はB級に等級格付されている者をいう。

イ 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しないものであること。

ウ 本市の入札参加資格の停止および指名停止期間中でないこと。

エ 資格を有する者を主任技術者として本業務に配置できること。

2 入札に関する事項

入札の日時 平成19年6月19日(火) 午前11時

入札の場所 秋田市川尻みよし町14番8号
秋田市上下水道局 3階 入札室

入札保証金 免除

契 約 日 平成19年6月21日(木)

注 意 事 項 (1) 秋田市水道事業および下水道事業財務規程および入札心得を遵守のうえ、入札に参加すること。

(2) 落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額)を落札価格とするので、消費税および地方消費税に係る課税・免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(3) 開札の結果、落札者がいないときは再度の入札を1回に限り行う。

(4) 落札者となるべき同価格の入札者が2人以上あるときは、直ちにくじにより落札者を決定する。

3 入札参加申し込みに関する事項

(1) 本入札に参加を希望する者は、平成19年6月13日(水)までに、次に掲げる書類(以下「申込書等」という。)を提出し、入札参加資格の審査を受けなければならない。

ア 公募型指名競争入札参加申込書(別記様式1(省略))

イ 施工実績調書(別記様式2(省略))

ウ 配置予定技術者の資格・工事経歴(別記様式3(省略))(資格者証の写しを添付)

(2) 申込書等の提出

申込書等は持参するものとし、郵送又は電送によるものは受け付けない。

(3) 申込書等の受付

申込書等は、次のとおり受け付ける。

ア 受付期間 平成19年6月1日(金)から平成19年6月13日(水)までの土曜日および日曜・祝日を除く毎日、午前9時から午後4時まで

イ 受付場所 秋田市上下水道局総務課管財係

ウ 申込用紙 秋田市ホームページ(上下水道局)から入手すること。

上下水道局ホームページ

<http://www.city.akita.akita.jp/city/ws>

4 指名に関する事項

(1) 入札参加希望者のうち、入札参加資格を満たしている者に指名通知するものとする。

- (2) 提出された申込書等の審査の結果等により、指名されない場合がある。その者には選定結果通知により、その旨を通知する。
- (3) 指名通知および選定結果通知については、平成19年6月15日(金)に通知する。

5 設計書および設計図面の閲覧に関する事項

- (1) 閲覧期間は平成19年6月1日(金)から平成19年6月18日(月)までの土曜日および日曜・祝日を除く毎日、午前9時から午後4時までとする。
- (2) 閲覧・貸し出し場所 秋田市上下水道局総務課管財係

6 その他

1 入札に付する事項

- (1) 入札に付する修繕は、下記のとおりである。

修繕番号・修繕名	修 繕 場 所	履 行 期 限	入 札 参 加 要 件
第5号 下新橋水管橋(φ350) 修繕	秋田市旭南二丁目 地内	平成19年8月31日	次の①～④の要件を満たしていること。 ①秋田市財政部契約課の登録業者であること ②秋田市内に本社、支社又は営業所等を有すること ③建設業法(昭和22年法律第100号)第27条の23の規定による経営事項審査(直近の審査結果通知書)において鋼構造物工事および水道施設工事の許可を受けていること ④口径350mm以上の水管橋補修、又は水管橋・伸縮可とう管の製造施工し、かつ口径350mm以上の鋼管の漏水修理、いずれかを過去10年以内に施工した実績があること (基本的要件については別に記載)

- (2) 上記修繕に係る基本的な入札参加要件

- ア 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しないものであること。
- イ 本市の入札参加資格の停止および指名停止期間中でないこと。
- ウ 資格を有する者を主任技術者として本業務に配置できること。

2 入札に関する事項

入札の日時 平成19年6月19日(火) 午前10時30分

入札の場所 秋田市川尻みよし町14番8号
秋田市上下水道局 3階 入札室

入札保証金 免除

契約日 平成19年6月21日(木)

- 注 意 事 項 (1) 秋田市水道事業および下水道事業財務規程および入札心得を遵守のうえ、入札に参加すること。
- (2) 落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額)を落札価格とするので、消費税および地方消費税に係る課税・免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- (3) 開札の結果、落札者がいないときは再度の入札を1回に限り行う。

- (1) 申込書等の作成に係る費用は、申請者の負担とする。
- (2) 提出された申込書等は、返却しない。
- (3) 申込書等の提出に関する問い合わせ先
秋田市上下水道局総務課管財係
電話 018-823-8434

秋田市上下水道局公告

次のとおり入札を執行するので、下記により入札参加希望者を公募する。

平成19年6月1日

秋田市上下水道事業管理者 内 山 真 次

- (4) 落札者となるべき同価格の入札者が2人以上あるときは、直ちにくじにより落札者を決定する。

3 入札参加申し込みに関する事項

- (1) 本入札に参加を希望する者は、平成19年6月13日(水)までに、次に掲げる書類(以下「申込書等」という。)を提出し、入札参加資格の審査を受けなければならない。
 - ア 公募型指名競争入札参加申込書(別記様式1(省略))
 - イ 施工実績調書(別記様式2(省略))
 - ウ 配置予定技術者の資格・工事経歴(別記様式3(省略))(資格者証の写しを添付)
 - エ 直近の経営事項審査結果通知書の写し
- (2) 申込書等の提出
申込書等は持参するものとし、郵送又は電送によるものは受け付けない。
- (3) 申込書等の受付
申込書等は、次のとおり受け付ける。
 - ア 受付期間 平成19年6月1日(金)から平成19年6月13日(水)までの土曜日および日曜・祝日を除く毎日、午前9時から午後4時まで
 - イ 受付場所 秋田市上下水道局総務課管財係
 - ウ 申込用紙 秋田市ホームページ(上下水道局)から入手すること。
上下水道局ホームページ
<http://www.city.akita.akita.jp/city/ws>

4 指名に関する事項

- (1) 入札参加希望者のうち、入札参加資格を満たしている者に指名通知するものとする。
 - (2) 提出された申込書等の審査の結果等により、指名されない場合がある。その者には選定結果通知により、その旨を通知する。
 - (3) 指名通知および選定結果通知については、平成19年6月15日(金)に通知する。
- 5 設計書および設計図面の閲覧に関する事項
- (1) 閲覧期間は平成19年6月1日(金)から平成19年6月18日(月)までの土曜日および日曜・祝日を除く毎日、午前9時から午後4時までとする。
 - (2) 閲覧・貸し出し場所 秋田市上下水道局総務課管財係
- 6 その他

- (1) 申込書等の作成に係る費用は、申請者の負担とする。
- (2) 提出された申込書等は、返却しない。
- (3) 申込書等の提出に関する問い合わせ先
秋田市上下水道局総務課管財係
電話 018-823-8434

秋田市上下水道局公告

次のとおり一般競争入札を執行するので、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。)第167条の6の規定により公告する。

平成19年6月1日

秋田市上下水道事業管理者 内 山 真 次

1 入札に付する事項

- (1) 入札に付する委託業務は、下記のとおりである。

委託番号	委 託 名	履行場所	履行期限	入 札 参 加 要 件
第113号	仁井田浄水場取水導水施設点検業務委託	仁井田浄水場 (秋田市仁井田字中島221-2)	平成19年12月12日	<ul style="list-style-type: none"> ・秋田市に本社、支社又は営業所等を有していること。 ・過去10年以内に秋田県内の一級河川(国直轄)における河川工作物(潜水作業)の施工又は点検、整備の元請実績があること。 (基本的要件については3に記載)

2 入札に関する事項

- 入札の日時 平成19年6月19日(火) 午前10時
- 入札の場所 秋田市川尻みよし町14-8
秋田市上下水道局 3階 入札室
- 入札保証金 入札する者は、自ら見積もった入札金額の100分の5以上の金額を納付すること。
- 契 約 日 平成19年6月21日(木)
- 注 意 事 項 (1) 秋田市水道事業および下水道事業財務規程および入札心得を遵守のうえ、入札に参加すること。
- (2) 落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額)を落札価格とするので、消費税および地方消費税に係る課税・免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- (3) 開札の結果、落札者がいないときは再度の入札を1回に限り行う。
- (4) 落札者となるべき同価格の入札者が2人以上あるときは、直ちにくじにより落札者を決定する。

次に掲げる書類を提出し、秋田市上下水道事業管理者の審査のうえ、一般競争入札参加資格証の交付を受けなければならない。また、その審査内容(過去の実績等)によっては、入札保証金を免除する場合がある。

- ア 秋田市登録業者(財政部契約課)の方
 - (ア) 入札参加申込書(様式1(省略))
 - (イ) 実績調書(様式2(省略))
- イ 秋田市登録業者(財政部契約課)ではない方
 - (ア) 入札参加申込書(様式1(省略))
 - (イ) 実績調書(様式2(省略))
 - (ウ) 法人登記簿謄本の写し(入札参加申込書を提出する日を基準として3カ月以内に発行されたものに限る。)
 - (エ) 直近の事業年度の法人市民税および事業所税の納税証明書(領収書の写し又は口座振替済通知書の写しでも可)

- (2) 申込書等の提出
申込書等は持参するものとし、郵送又は電送によるものは受け付けない。

- (3) 申込書等の受付
申込書等は、次のとおり受け付ける。

ア 受付期間 平成19年6月1日(金)から平成19年6月13日(水)までの土曜日および日曜・祝日を除く毎日、午前9時から午後4時まで

イ 受付場所 秋田市上下水道局総務課管財係

ウ 申請用紙 秋田市ホームページ(上下水道局)から入手すること。

上下水道局ホームページ

<http://www.city.akita.akita.jp/city/ws>

5 設計書および仕様書の閲覧に関する事項

- (1) 閲覧期間は平成19年6月1日(金)から平成19年6月18日(月)までの土曜日および日曜・祝日を除く毎日、午前9時から午後

3 上記業務に係る基本的な入札参加要件

- (1) 租税に滞納がないこと。
- (2) 施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (3) 本市の入札参加資格の停止および指名停止期間中でないこと。

4 入札参加申し込みに関する事項

- (1) 入札に参加を希望する者は、平成19年6月13日(水)までに、

4時までとする。

- (2) 閲覧・貸し出し場所 秋田市上下水道局総務課管財係
- (3) 仕様書等は、上下水道局ホームページにも掲載。

6 その他

- (1) 申込書等の作成に係る費用は、申請者の負担とする。
- (2) 提出された申込書等は、返却しない。
- (3) 申込書等の提出に関する問い合わせ先
秋田市上下水道局総務課管財係

電話 018-823-8434

秋田市上下水道局公告

次のとおり入札を執行するので、下記により入札参加希望者を公募する。

平成19年6月21日

秋田市上下水道事業管理者 内 山 真 次

1 入札に付する事項

- (1) 入札に付する修繕は、下記のとおりである。

修繕番号	修 繕 名	修繕場所	履行期限	入 札 参 加 要 件
第8号	仁別浄化センター屋 根塗装修繕	秋田市仁別字小水沢 地内	平成19年9月28日	・一般塗装工事A級 (基本的要件については別に記載)

- (2) 上記修繕に係る基本的な入札参加要件

- ア 前項の入札参加要件で、「一般塗装工事A級」とあるのは、秋田市内に本社を有する業者で、秋田市財政部契約課に入札参加資格審査申請書を提出し、秋田市財政部契約課から一般塗装工事のA級に等級格付されている者をいう。
- イ 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
- ウ 本市の入札参加資格の停止および指名停止期間中でないこと。

2 入札に関する事項

- 入札の日時 平成19年7月10日(火) 午前10時
- 入札の場所 秋田市豊岩豊巻字上野164番地
秋田市上下水道局 豊岩浄水場 1階 会議室
- 入札保証金 免除
- 契 約 日 平成19年7月12日(木)
- 注 意 事 項 (1) 秋田市水道事業および下水道事業財務規程および入札心得を遵守のうえ、入札に参加すること。
- (2) 落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額)を落札価格とするので、消費税および地方消費税に係る課税・免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- (3) 開札の結果、落札者がいないときは再度の入札を1回に限り行う。
- (4) 落札者となるべき同価格の入札者が2人以上あるときは、直ちにくじにより落札者を決定する。

3 入札参加申し込みに関する事項

- (1) 入札に参加を希望する者は、平成19年7月4日(木)までに、公募型指名競争入札参加申込書(以下「申込書」という。)を提出すること。
- (2) 申込書等の提出
申込書等は持参するものとし、郵送又は電送によるものは受け付けない。
- (3) 申込書等の受付
申込書等は、次のとおり受け付ける。

- ア 受付期間 平成19年6月21日(木)から平成19年7月4日(木)までの土曜日および日曜・祝日を除く毎日、午前9時から午後4時まで
- イ 受付場所 秋田市上下水道局総務課管財係
- ※ 申込書・入札書・委任状等は秋田市ホームページ(上下水道局)から入手すること。
上下水道局ホームページ
<http://www.city.akita.akita.jp/city/ws>

4 指名に関する事項

- (1) 入札参加希望者のうち、入札参加資格を満たしている者に指名通知するものとする。
- (2) 提出された申込書等の審査の結果等により、指名されない場合がある。その者には選定結果通知により、その旨を通知する。
- (3) 指名通知および選定結果通知については、平成19年7月6日(金)に通知する。

5 設計書および仕様書の閲覧に関する事項

- (1) 閲覧期間は平成19年6月21日(木)から平成19年7月9日(月)までの土曜日および日曜・祝日を除く毎日、午前9時から午後4時までとする。
- (2) 閲覧・貸し出し場所 秋田市上下水道局総務課管財係
- (3) 仕様書等は、上下水道局ホームページにも掲載。

6 その他

- (1) 申込書等の作成に係る費用は、申請者の負担とする。
- (2) 提出された申込書等は、返却しない。
- (3) 申込書等の提出に関する問い合わせ先
秋田市上下水道局総務課管財係
電話 018-823-8434

秋田市上下水道局公告

次のとおり一般競争入札を執行するので、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。)第167条の6の規定により公告する。

平成19年6月29日

秋田市上下水道事業管理者 内 山 真 次

1 入札に付する事項

(1) 入札に付する委託業務は、下記のとおりである。

番 号	委 託 名	履行場所	履行期限	入 札 参 加 要 件
第125号	秋田市水道100周年記念式典 および記念展開催業務委託	秋田拠点センター 「アルヴェ」	平成19年11月2日(金)	3に記載

2 入札に関する事項

入札の日時 平成19年7月18日(水) 午前10時

入札の場所 秋田市川尻みよし町14-8
秋田市上下水道局 3階 入札室

入札保証金 入札する者は、自ら見積もった入札金額の100分の5以上の金額を納付すること。

契 約 日 平成19年7月20日(金)

注 意 事 項 (1) 秋田市水道事業および下水道事業財務規程および入札心得を遵守のうえ、入札に参加すること。

(2) 落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額)を落札価格とするので、消費税および地方消費税に係る課税・免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(3) 開札の結果、落札者がいないときは再度の入札を1回に限り行う。

(4) 落札者となるべき同価格の入札者が2人以上あるときは、直ちにくじにより落札者を決定する。

3 入札に参加する者に必要な要件

(1) 秋田市内に本社を有する者であること。

(2) 過去10年以内に秋田県内において参加者が500人規模以上のイベントを開催した元請実績があること。

(3) 租税に滞納がないこと。

(4) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。

(5) 本市の入札参加資格の停止および指名停止期間中でないこと。

4 入札参加申し込みに関する事項

(1) 本入札に参加を希望する者は、平成19年7月11日(水)までに、次に掲げる書類を提出し、秋田市上下水道事業管理者の審査のうえ、一般競争入札参加資格証の交付を受けなければならない。また、その審査内容(過去の実績等)によっては、入札保証金を免除する場合がある。

ア 秋田市登録業者(財政部契約課)の方

(ア) 入札参加申込書(様式1(省略))

(イ) 実績調書(様式2(省略))および契約書等の写し

イ 秋田市登録業者(財政部契約課)ではない方

(ア) 入札参加申込書(様式1(省略))

(イ) 実績調書(様式2(省略))および契約書等の写し

(ウ) 法人登記簿謄本の写し(入札参加申込書を提出する日を基準として3ヶ月以内に発行されたものに限る。)

(エ) 直近の事業年度の法人市民税および事業所税の納税証明書(領収書の写し又は口座振替済通知書の写しでも可)

(2) 申込書等の提出

申込書等は持参するものとし、郵送又は電送によるものは受け付けない。

(3) 申込書等の受付

申込書等は、次のとおり受け付ける。

ア 受付期間 平成19年6月29日(金)から平成19年7月11日(水)までの土曜日および日曜・祝日を除く毎日、午前9時から午後4時まで

イ 受付場所 秋田市上下水道局総務課管財係

ウ 申込用紙 秋田市ホームページ(上下水道局)から入手すること。

上下水道局ホームページ

<http://www.city.akita.akita.jp/city/ws>

5 設計書および仕様書の閲覧に関する事項

(1) 閲覧期間は平成19年6月29日(金)から平成19年7月17日(火)までの土曜日および日曜・祝日を除く毎日、午前9時から午後4時までとする。

(2) 閲覧・貸し出し場所 秋田市上下水道局総務課管財係

(3) 仕様書等は、上下水道局ホームページにも掲載。

6 その他

(1) 申込書等の作成に係る費用は、申請者の負担とする。

(2) 提出された申込書等は、返却しない。

(3) 申込書等の提出に関する問い合わせ先

秋田市上下水道局総務課管財係

電話 018-823-8434